

0001

3-1 物権・所有権 > 物権の基礎 | 難易度：基礎

民法上、当事者が自由に新しい種類の物権を創設できるか。最も適切なものはどれか。

- ア．物権は民法その他の法律に定めるもの以外、原則として創設できない。
- イ．物権は所有権しか認められていない。
- ウ．物権の種類は裁判所が個別契約ごとに自由に決める。
- エ．契約書に名称を書けば、どのような物権でも自由に創設できる。

答え・解説

正答：ア

ア：民法175条は物権法定主義を定め、法律に定めのない新たな物権を当事者だけで自由に作ることを認めていない。

イ：所有権以外にも地上権、地役権、担保物権などがある。

ウ：物権の種類は法律によって定められる。

エ：物権法定主義に反する。

総合解説：民法175条は物権法定主義を定め、法律に定めのない新たな物権を当事者だけで自由に作ることを認めていない。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0002

3-1 物権・所有権 > 物権の基礎 | 難易度：基礎

物権と債権の違いについて、最も適切なものはどれか。

- ア．物権と債権には法律上まったく違いがない。
- イ．物権は物を直接支配する権利で、債権は特定人に一定の行為を請求する権利である。
- ウ．物権も債権も、必ず特定人への請求だけを内容とする。
- エ．債権は物を直接支配する権利で、物権は特定人への請求権である。

答え・解説

正答：イ

ア：権利の性質・効力が異なる。

イ：物権は物に対する直接的・排他的支配を内容とし、債権は特定の債務者に給付を求める権利である。

ウ：物権は物に対する直接支配を内容とする。

エ：説明が逆である。

総合解説：物権は物に対する直接的・排他的支配を内容とし、債権は特定の債務者に給付を求める権利である。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0003

3-1 物権・所有権 > 物権の基礎 | 難易度：基礎

物権の設定・移転について、民法176条の原則として正しいものはどれか。

- ア．必ず登記または引渡しをしなければ当事者間でも効力を生じない。
- イ．必ず公証人の認証がなければ効力を生じない。
- ウ．当事者の意思表示のみで効力を生ずる。
- エ．裁判所の許可がなければ一切の物権変動は生じない。

答え・解説

正答：ウ

ア：登記・引渡しは主として第三者対抗要件の問題である。

イ：一般的な物権変動の成立要件ではない。

ウ：民法176条は、物権の設定・移転は当事者の意思表示のみによって効力を生ずるとする。

エ：そのような一般要件はない。

総合解説：民法176条は、物権の設定・移転は当事者の意思表示のみによって効力を生ずるとする。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0004

3-1 物権・所有権 > 物権の基礎 | 難易度：基礎

不動産の物権変動を第三者に対抗するための民法上の原則的な要件はどれか。

- ア．契約書への押印だけ。
- イ．代金の一部支払だけ。
- ウ．目的物の引渡しだけ。
- エ．登記。

答え・解説

正答：エ

ア：押印だけで不動産物権変動を第三者に対抗できるわけではない。

イ：代金支払は対抗要件ではない。

ウ：引渡しは動産物権変動の対抗要件の基本である。

エ：民法177条は、不動産に関する物権の得喪・変更を第三者に対抗するには登記を要とする。

総合解説：民法177条は、不動産に関する物権の得喪・変更を第三者に対抗するには登記を要とする。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0005

3-1 物権・所有権 > 物権の基礎 | 難易度：基礎

動産の物権譲渡を第三者に対抗するための民法上の原則的な要件はどれか。

- ア．引渡し。
- イ．代金全額の支払。
- ウ．不動産登記。
- エ．契約書の公正証書化。

答え・解説

正答：ア

- ア：民法178条は、動産に関する物権の譲渡を第三者に対抗するには引渡しを要するとする。
- イ：代金支払自体は対抗要件ではない。
- ウ：動産の一般的対抗要件は引渡しである。
- エ：一般的な第三者対抗要件ではない。

総合解説：民法178条は、動産に関する物権の譲渡を第三者に対抗するには引渡しを要するとする。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0006

3-1 物権・所有権 > 物権の基礎 | 難易度：標準

同一の物について、内容が完全に両立しない所有権を複数人がそれぞれ単独で同時に取得するという説明が適切でない主な理由はどれか。

- ア．所有権には一切の排他性がないから。
- イ．所有権には排他的な性質があるから。
- ウ．所有権は債権者に対する請求権にすぎないから。
- エ．所有権は必ず1年で消滅するから。

答え・解説

正答：イ

- ア：所有権は排他的支配を内容とする。
- イ：物権、とりわけ所有権は同一物に対する排他的支配を内容とするため、互いに両立しない単独所有権が同時に成立することはない。
- ウ：所有権は物権である。
- エ：そのような一般規定はない。

総合解説：物権、とりわけ所有権は同一物に対する排他的支配を内容とするため、互いに両立しない単独所有権が同時に成立することはない。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0007

3-1 物権・所有権 > 物権の基礎 | 難易度：標準

A社所有の土地にB社が権限なく資材を置き、A社の土地利用を妨害している。A社が所有権に基づき妨害の除去を求める考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．土地を使用していない期間が1日でもあれば所有権を失う。
- イ．所有権侵害には刑事手続きしか利用できない。
- ウ．所有権に基づく妨害排除を求めることが考えられる。
- エ．所有者であっても妨害の除去を求めることは一切できない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：そのような制度はない。
- イ：民事上の排除請求も問題となる。
- ウ：所有権者は、所有権を侵害する状態に対して物権的請求権として妨害排除を求めることが認められる。
- エ：所有権の実効性を確保するため妨害排除が認められる。

総合解説：所有権者は、所有権を侵害する状態に対して物権的請求権として妨害排除を求めることが認められる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0008

3-1 物権・所有権 > 物権の基礎 | 難易度：基礎

次のうち、他人の土地を一定目的のために利用する物権に当たるものはどれか。

- ア．委任契約上の報酬請求権。
- イ．売買代金請求権。
- ウ．損害賠償請求権。
- エ．地上権。

答え・解説

正答：エ

- ア：報酬請求権は債権である。
 - イ：売買代金請求権は債権である。
 - ウ：損害賠償請求権は債権である。
 - エ：地上権は、他人の土地に工作物または竹木を所有するため、その土地を使用する物権である。
- 総合解説：地上権は、他人の土地に工作物または竹木を所有するため、その土地を使用する物権である。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0009

3-1 物権・所有権 > 物権の基礎 | 難易度：標準

用益物権について最も適切な説明はどれか。

- ア．他人の物を一定の目的で使用・収益することを内容とする物権である。
イ．債務者に金銭を請求する権利だけをいう。
ウ．必ず所有権そのものを取得する権利をいう。
エ．第三者に対して一切効力を持たない権利をいう。

答え・解説

正答：ア

- ア：地上権、永小作権、地役権などは、他人の物を一定範囲で使用・収益する用益物権に分類される。
イ：それは債権の説明である。
ウ：用益物権は所有権とは別の限定された物権である。
エ：物権として一定の対世的効力を持つ。

総合解説：地上権、永小作権、地役権などは、他人の物を一定範囲で使用・収益する用益物権に分類される。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0010

3-1 物権・所有権 > 物権の基礎 | 難易度：基礎

抵当権や質権などの担保物権の主な目的として適切なものはどれか。

- ア．債務を当然に消滅させること。
イ．債権の回収を確保するため、特定の財産から優先的に弁済を受けること。
ウ．会社の代表権を取得すること。
エ．他人の財産を無条件で贈与させること。

答え・解説

正答：イ

- ア：担保設定だけで被担保債権が消滅するわけではない。
イ：担保物権は、債権の実現を担保するため、一定の財産価値を把握する物権である。
ウ：担保物権と会社代表権は無関係である。
エ：担保物権の目的ではない。

総合解説：担保物権は、債権の実現を担保するため、一定の財産価値を把握する物権である。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0011

3-1 物権・所有権 > 物権の基礎 | 難易度：応用

A社がB社に機械を売却する契約を成立させたが、まだ機械を引き渡していない。当事者間の所有権移転と第三者対抗の問題を区別した説明として最も適切なものはどれか。

- ア．動産の所有権移転には不動産登記が必要である。
- イ．引渡しがない限り当事者間でも絶対に所有権移転は生じない。
- ウ．当事者間では合意により所有権移転の効力が生じ得るが、第三者に対抗するには原則として引渡しが問題となる。
- エ．契約成立だけで、引渡しがなくてもすべての第三者に当然対抗できる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：動産の一般的対抗要件は引渡しである。
 - イ：民法176条の原則と異なる。
 - ウ：民法176条の意思主義と178条の動産物権変動の対抗要件は区別して理解する必要がある。
 - エ：動産では第三者対抗に引渡しが必要である。
- 総合解説：民法176条の意思主義と178条の動産物権変動の対抗要件は区別して理解する必要がある。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0012

3-1 物権・所有権 > 物権の基礎 | 難易度：応用

物権が「対世的な権利」と説明される理由として最も適切なものはどれか。

- ア．物権は世界中の物すべてを自由に利用できる権利だから。
- イ．物権は国家だけが持つ権利だから。
- ウ．物権には第三者への効力が一切ないから。
- エ．特定の契約相手だけでなく、原則として不特定多数の者に対して権利を主張し得る性質を持つから。

答え・解説

正答：エ

- ア：対世効は他人の物を自由に利用できるという意味ではない。
 - イ：私人・法人も物権を取得できる。
 - ウ：説明が逆である。
 - エ：物権は特定人間の関係を中心とする債権と異なり、物に対する支配権として原則的に第三者にも主張し得る。
- 総合解説：物権は特定人間の関係を中心とする債権と異なり、物に対する支配権として原則的に第三者にも主張し得る。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0013

3-1 物権・所有権 > 所有権・共有 | 難易度：基礎

民法206条が定める所有権の内容として最も適切なものはどれか。

- ア．法令の制限内で、その所有物を自由に使用・収益・処分する権利。
- イ．物から収益を得ることだけができる債権。
- ウ．法律の制限を一切受けない無制限の権利。
- エ．物を使用することだけができ、処分は一切できない権利。

答え・解説

正答：ア

ア：所有権は、法令の制限の範囲内で物を使用し、収益し、処分する包括的な物権である。

イ：所有権は物権であり、使用・収益・処分を含む。

ウ：所有権も法令による制限を受ける。

エ：所有権には処分権能も含まれる。

総合解説：所有権は、法令の制限の範囲内で物を使用し、収益し、処分する包括的な物権である。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0014

3-1 物権・所有権 > 所有権・共有 | 難易度：基礎

土地所有権の範囲について、民法207条の原則として適切なものはどれか。

- ア．土地上の空間には所有権が一切及ばない。
- イ．法令の制限内で、土地の上下に及ぶ。
- ウ．土地の表面にしか及ばない。
- エ．地下部分は常に国だけの所有となる。

答え・解説

正答：イ

ア：民法207条の原則に反する。

イ：民法207条は、土地所有権が法令の制限内でその土地の上下に及ぶとする。

ウ：土地所有権は原則として上下にも及ぶ。

エ：法令上の制限はあるが、民法上は上下に及ぶのが原則である。

総合解説：民法207条は、土地所有権が法令の制限内でその土地の上下に及ぶとする。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0015

3-1 物権・所有権 > 所有権・共有 | 難易度：基礎

AとBが共同で一つの設備を所有しているが、持分割合について特別な定めがない。この場合の民法上の原則はどれか。

- ア．Aが先に使用したのでAが全部を所有する。
- イ．共有物には持分という考え方は存在しない。
- ウ．AとBの持分は等しいものと推定される。
- エ．常に年長者の持分が大きい。

答え・解説

正答：ウ

ア：使用の先後だけで全部所有にはならない。

イ：共有では各共有者が持分を有する。

ウ：民法250条は、共有者の持分が不明な場合に相等しいものと推定する。

エ：そのような規定はない。

総合解説：民法250条は、共有者の持分が不明な場合に相等しいものと推定する。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0016

3-1 物権・所有権 > 所有権・共有 | 難易度：標準

共有建物を取り壊して別用途の建物に全面的に建て替えるなど、共有物に重大な変更を加える場合の民法上の原則として適切なものはどれか。

- ア．持分が最も小さい共有者だけで決定できる。
- イ．変更には共有者の意思は一切関係しない。
- ウ．共有者の一人が単独で自由に決められる。
- エ．原則として他の共有者全員の同意が必要である。

答え・解説

正答：エ

ア：そのようなルールはない。

イ：共有者の同意が問題となる。

ウ：重大な変更は原則として全員同意が必要である。

エ：民法251条は、共有物の変更について原則として他の共有者の同意を求める。

総合解説：民法251条は、共有物の変更について原則として他の共有者の同意を求める。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0017

3-1 物権・所有権 > 所有権・共有 | 難易度：基礎

共有物の通常の管理に関する事項を決める場合の民法上の原則として適切なものはどれか。

- ア．各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。
- イ．管理事項は共有者以外の第三者だけが決める。
- ウ．必ず共有者全員一致でなければ一切決められない。
- エ．人数が一番少ない側の意見に従う。

答え・解説

正答：ア

ア：民法252条1項は、共有物の管理に関する事項を持分価格の過半数で決定することを原則とする。
イ：共有者が持分に応じて決定する。
ウ：管理行為は変更行為と異なり、原則として持分価格の過半数で決する。
エ：持分価格による過半数が基準である。
総合解説：民法252条1項は、共有物の管理に関する事項を持分価格の過半数で決定することを原則とする。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0018

3-1 物権・所有権 > 所有権・共有 | 難易度：標準

共有建物の屋根が破損し、放置すると建物全体に重大な損害が生じる。共有者の一人が単独で必要な応急修繕を行うことについて適切なものはどれか。

- ア．共有者全員の同意がなければ一切の保存行為もできない。
- イ．共有物の保存行為として、各共有者が単独で行うことができる。
- ウ．保存行為は共有物を廃棄する行為をいう。
- エ．共有者は保存行為を行う権限を持たない。

答え・解説

正答：イ

ア：保存行為は単独で可能である。
イ：民法252条5項は、共有物の保存行為を各共有者が単独でできるとする。
ウ：保存行為は現状・価値を維持する行為である。
エ：各共有者に認められる。
総合解説：民法252条5項は、共有物の保存行為を各共有者が単独でできるとする。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0019

3-1 物権・所有権 > 所有権・共有 | 難易度：標準

共有物の使用について、民法249条の基本的な考え方として適切なものはどれか。

- ア．共有者の一人が使用すると他の共有者の権利は消滅する。
- イ．共有物は誰も使用できない。
- ウ．各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。
- エ．各共有者は自分の持分割合に相当する物理的区画しか使えない。

答え・解説

正答：ウ

ア：他の共有者の持分は消滅しない。

イ：各共有者に使用权がある。

ウ：共有者は持分という抽象的割合を持つため、特定の物理的部分だけではなく共有物全体を持分にに応じて使用できる。

エ：共有持分は物理的区画そのものではない。

総合解説：共有者は持分という抽象的割合を持つため、特定の物理的部分だけではなく共有物全体を持分に応じて使用できる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0020

3-1 物権・所有権 > 所有権・共有 | 難易度：標準

共有物の分割について、民法256条の原則として適切なものはどれか。

- ア．共有物分割は国だけが請求できる。
- イ．共有者は一度共有になると永久に分割請求できない。
- ウ．分割請求できるのは持分が50%を超える共有者だけである。
- エ．各共有者は、原則としていつでも共有物の分割を請求できる。

答え・解説

正答：エ

ア：共有者自身が請求できる。

イ：原則としていつでも分割請求できる。

ウ：持分割合にかかわらず各共有者に認められる。

エ：民法256条1項は、共有者に原則として随時の共有物分割請求権を認める。

総合解説：民法256条1項は、共有者に原則として随時の共有物分割請求権を認める。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0021

3-1 物権・所有権 > 所有権・共有 | 難易度：応用

共有者間で共有物をしばらく分割しない旨を合意する場合、民法上認められる分割禁止期間の上限として原則正しいものはどれか。

- ア．5年。
- イ．1年を超える合意はすべて無効。
- ウ．50年まで一度に分割禁止できる。
- エ．分割禁止の合意は一切認められない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法256条1項ただし書は、5年を超えない期間で分割禁止契約をすることを認め、更新も可能とする。

イ：上限は5年である。

ウ：民法256条の上限を超える。

エ：一定期間の分割禁止合意が認められる。

総合解説：民法256条1項ただし書は、5年を超えない期間で分割禁止契約をすることを認め、更新も可能とする。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0022

3-1 物権・所有権 > 所有権・共有 | 難易度：応用

共有者間で共有物の分割方法について協議がまとまらない。この場合の民法上の対応として適切なものはどれか。

- ア．共有者の一人が他の共有者の持分を無償で取得する。
- イ．共有者は裁判所に共有物の分割を請求できる。
- ウ．共有物は自動的に国有財産になる。
- エ．協議がまとまらなければ共有状態は永久に固定される。

答え・解説

正答：イ

ア：そのような当然の効果はない。

イ：民法258条は、共有者間の協議が調わない場合などに裁判による分割を認める。

ウ：協議不成立による国有化はない。

エ：裁判による分割手続が用意されている。

総合解説：民法258条は、共有者間の協議が調わない場合などに裁判による分割を認める。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0023

3-1 物権・所有権 > 占有・即時取得 | 難易度：基礎

民法上、占有権を取得する基本的な方法として適切なものはどれか。

- ア．必ず裁判所の許可を得ること。
- イ．必ず所有権登記をすること。
- ウ．自己のためにする意思をもって物を所持すること。
- エ．必ず売買契約を締結すること。

答え・解説

正答：ウ

ア：占有権取得の一般要件ではない。
イ：占有権の取得に所有権登記は必要ない。
ウ：民法180条は、自己のためにする意思をもって物を所持することによって占有権を取得するとする。
エ：占有は売買以外の原因でも成立する。
総合解説：民法180条は、自己のためにする意思をもって物を所持することによって占有権を取得とする。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0024

3-1 物権・所有権 > 占有・即時取得 | 難易度：標準

倉庫会社が荷主のために商品を保管している場合の占有関係について、最も適切な説明はどれか。

- ア．本人は自分で直接手に持っていなければ絶対に占有できない。
- イ．倉庫会社が保管すると荷主の所有権は必ず消滅する。
- ウ．占有は自然人だけに認められ、法人には認められない。
- エ．本人は、他人を通じて占有をすることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：代理占有が認められる。
イ：保管と所有権消滅は別問題である。
ウ：法人も占有主体になり得る。
エ：民法181条は、代理人によって占有権を取得できるとし、他人を通じた占有を認める。
総合解説：民法181条は、代理人によって占有権を取得できるとし、他人を通じた占有を認める。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0025

3-1 物権・所有権 > 占有・即時取得 | 難易度：標準

占有者の占有について、民法186条の推定として適切なものはどれか。

- ア．所有の意思をもって、善意で、平穏かつ公然に占有しているものと推定される。
- イ．占有者は必ず所有者であると確定する。
- ウ．占有の態様について法律上の推定は一切ない。
- エ．常に悪意かつ強暴に占有していると推定される。

答え・解説

正答：ア

- ア：民法186条1項は、占有者について自主占有・善意・平穏・公然の推定を置く。
- イ：占有から所有権が当然に確定するわけではない。
- ウ：民法186条に推定規定がある。
- エ：条文の推定と逆である。

総合解説：民法186条1項は、占有者について自主占有・善意・平穏・公然の推定を置く。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0026

3-1 物権・所有権 > 占有・即時取得 | 難易度：標準

ある時点とその後の時点の両方で同じ者が占有していることが証明された場合、民法186条の原則としてどう扱われるか。

- ア．占有継続の推定は不動産登記がある場合だけに限られる。
- イ．その間も占有が継続していたものと推定される。
- ウ．間の占有は必ず中断していたものと推定される。
- エ．前後の占有があっても中間期間は法律上無視される。

答え・解説

正答：イ

- ア：そのような限定はない。
- イ：民法186条2項は、前後両時点の占有が証明されたとき、その間の占有継続を推定する。
- ウ：条文の推定と逆である。
- エ：占有継続の推定が働く。

総合解説：民法186条2項は、前後両時点の占有が証明されたとき、その間の占有継続を推定する。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0027

3-1 物権・所有権 > 占有・即時取得 | 難易度：標準

民法192条の即時取得が成立する基本的な要件として最も適切なものはどれか。

- ア．不動産を購入して登記をしないこと。
- イ．動産を盗んで占有を始めること。
- ウ．取引行為により、平穏かつ公然に動産の占有を始め、善意かつ無過失であること。
- エ．悪意で所有者でないことを知りながら取得すること。

答え・解説

正答：ウ

ア：即時取得は原則として動産についての制度である。

イ：盗取は取引行為ではなく、平穏・公然な取引取得でもない。

ウ：民法192条は、取引行為による動産占有の取得について、平穏・公然・善意・無過失を要件に即時取得を認める。

エ：善意が必要である。

総合解説：民法192条は、取引行為による動産占有の取得について、平穏・公然・善意・無過失を要件に即時取得を認める。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0028

3-1 物権・所有権 > 占有・即時取得 | 難易度：応用

A社が、実は所有権を持たないB社から機械を購入し、B社を所有者と信じることに過失なく引渡しを受けた。その他の要件も満たす場合の原則として適切なものはどれか。

- ア．A社が善意無過失でも機械は必ず国有財産になる。
- イ．即時取得は動産には適用されず不動産だけに適用される。
- ウ．B社が無権利者なのでA社はどのような場合も権利を取得できない。
- エ．A社は即時にその機械の権利を取得し得る。

答え・解説

正答：エ

ア：そのような効果はない。

イ：説明が逆である。

ウ：即時取得は無権利者からの取引でも取得者を保護する制度である。

エ：民法192条の要件を満たせば、譲渡人が無権利者でも取得者は動産の権利を即時取得できる。

総合解説：民法192条の要件を満たせば、譲渡人が無権利者でも取得者は動産の権利を即時取得できる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0029

3-1 物権・所有権 > 占有・即時取得 | 難易度：応用

占有物が盗品または遺失物であった場合、被害者または遺失者が占有者に対して回復を請求できる期間として民法193条の原則はどれか。

- ア．盗難または遺失の時から2年間。
- イ．回復請求できる期間は一切ない。
- ウ．盗難または遺失の時から1週間だけ。
- エ．盗難または遺失の時から20年だけ。

答え・解説

正答：ア

ア：民法193条は、盗品・遺失物について被害者等が盗難・遺失時から2年間回復請求できるとする。

イ：2年間の回復請求制度がある。

ウ：期間は2年である。

エ：民法193条の期間ではない。

総合解説：民法193条は、盗品・遺失物について被害者等が盗難・遺失時から2年間回復請求できるとする。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0030

3-1 物権・所有権 > 占有・即時取得 | 難易度：応用

善意の買主が、盗品であることを知らずに公の市場で代価を支払って動産を購入した。元の所有者が民法193条に基づき回復を求める場合の民法194条の原則として適切なものはどれか。

- ア．元の所有者は代価を一切考慮せず必ず無償で回復できる。
- イ．元の所有者は、買主が支払った代価を弁償しなければその物を回復できない。
- ウ．買主は盗品と知らなくても必ず刑事責任を負う。
- エ．公の市場で買った場合は元の所有者は永久に回復請求できない。

答え・解説

正答：イ

ア：民法194条の要件に該当する場合は代価弁償が必要である。

イ：民法194条は、競売・公の市場・同種物販売商人から善意で買い受けた場合、被害者等に代価弁償を求める。

ウ：善意取得者の民事上の取扱いと刑事責任は別問題である。

エ：一定期間内に代価弁償をして回復できる余地がある。

総合解説：民法194条は、競売・公の市場・同種物販売商人から善意で買い受けた場合、被害者等に代価弁償を求める。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0031

3-2 不動産・登記 > 不動産物権変動 | 難易度：基礎

Aが自己所有の土地をBに売却する契約を締結した。民法176条の原則として、A・B間の所有権移転について最も適切なものはどれか。

- ア．代金を全額支払うまで法律上必ず所有権は移転しない。
- イ．公正証書を作らなければ売買は当然無効となる。
- ウ．当事者の意思表示により所有権移転の効力が生じ得る。
- エ．所有権移転登記をするまでA・B間でも絶対に所有権は移転しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：契約内容による別段の定めがなければ、全額支払が一般的成立要件ではない。

イ：不動産売買一般について公正証書は成立要件ではない。

ウ：民法176条は物権変動について意思主義を採用しており、当事者間では登記がなくても合意により所有権移転の効力が生じ得る。

エ：登記は第三者対抗要件の問題と区別する必要がある。

総合解説：民法176条は物権変動について意思主義を採用しており、当事者間では登記がなくても合意により所有権移転の効力が生じ得る。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0032

3-2 不動産・登記 > 不動産物権変動 | 難易度：基礎

不動産の所有権移転を第三者に対抗するため、民法177条が原則として要求するものはどれか。

- ア．代金の半額以上の支払。
- イ．目的物の引渡しだけ。
- ウ．契約書への実印押印だけ。
- エ．登記。

答え・解説

正答：エ

ア：代金支払額は対抗要件ではない。

イ：引渡しは動産の一般的対抗要件である。

ウ：押印だけで第三者対抗要件を満たすわけではない。

エ：民法177条は、不動産に関する物権の得喪・変更を第三者に対抗するには登記を要とする。

総合解説：民法177条は、不動産に関する物権の得喪・変更を第三者に対抗するには登記を要とする。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0033

3-2 不動産・登記 > 不動産物権変動 | 難易度：標準

Aが同じ土地を先にBへ、後にCへ売却した。BもCも互いの売買について特別な背信性はなく、Cだけが先に所有権移転登記を備えた。この場合の原則として適切なものはどれか。

- ア．Cが登記を備えているため、Bに対して所有権取得を対抗できる。
- イ．必ず先に契約したBが、登記の有無にかかわらず優先する。
- ウ．後に契約したCはどのような場合も所有権を取得できない。
- エ．BとCは自動的に土地を半分ずつ共有する。

答え・解説

正答：ア

- ア：不動産の二重譲渡では、民法177条により原則として登記を先に備えた者が第三者に対して優先する。
- イ：第三者対抗関係では登記が重要となる。
- ウ：二重譲渡自体が当然無効になるわけではない。
- エ：そのような当然の効果はない。

総合解説：不動産の二重譲渡では、民法177条により原則として登記を先に備えた者が第三者に対して優先する。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0034

3-2 不動産・登記 > 不動産物権変動 | 難易度：標準

民法177条の第三者対抗要件としての登記が問題となる不動産物権変動について、最も適切なものはどれか。

- ア．賃金債権の発生だけを対象とする。
- イ．売買による所有権移転だけでなく、相続・解除・時効取得などによる物権変動も問題となり得る。
- ウ．会社の取締役選任だけを対象とする。
- エ．売買による所有権移転だけに限られる。

答え・解説

正答：イ

- ア：賃金債権は不動産物権変動ではない。
- イ：民法177条は、不動産に関する物権の得喪・変更を広く対象とする。
- ウ：会社機関の問題であり不動産物権変動ではない。
- エ：原因は売買に限定されない。
- 総合解説：民法177条は、不動産に関する物権の得喪・変更を広く対象とする。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0035

3-2 不動産・登記 > 不動産物権変動 | 難易度：応用

不動産を相続した相続人が、その法定相続分を超える権利を遺産分割等により取得した。この超過部分を第三者に対抗するための原則として適切なものはどれか。

- ア．超過部分は法律上取得すること自体ができない。
- イ．相続であれば登記はどの部分についても第三者対抗に一切不要である。
- ウ．登記を備える必要がある。
- エ．遺産分割協議書があれば、登記なしで世界中の第三者に当然対抗できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：遺産分割等により取得することは可能である。

イ：法定相続分を超える部分では対抗要件が必要となる。

ウ：民法899条の2は、相続による権利承継について、法定相続分を超える部分は登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗できないとする。

エ：第三者対抗には登記が必要となる場合がある。

総合解説：民法899条の2は、相続による権利承継について、法定相続分を超える部分は登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗できないとする。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0036

3-2 不動産・登記 > 不動産物権変動 | 難易度：応用

Aが詐欺により土地をBへ売却した後、Aが売買を取り消した。しかし取消し後にBからCへ土地が譲渡され、Cが登記を備えた。AとCの優劣について一般に問題となるポイントはどれか。

- ア．取消しがあれば、その後の第三者との関係で登記は一切問題にならない。
- イ．Cは第三者であるだけで必ず無条件に勝つ。
- ウ．AとCの権利関係は刑法だけで決まる。
- エ．取消し後の物権変動として、AとCの間で登記の先後が問題となり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：取消し後第三者との関係では登記が問題となり得る。

イ：登記等の対抗関係を検討する必要がある。

ウ：民法上の物権変動・対抗関係の問題である。

エ：取消しによる物権復帰後に新たな第三者が現れた場合、民法177条の対抗関係として登記が重要になる。

総合解説：取消しによる物権復帰後に新たな第三者が現れた場合、民法177条の対抗関係として登記が重要になる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0037

3-2 不動産・登記 > 不動産物権変動 | 難易度：標準

契約解除による原状回復と第三者の関係について、民法545条1項ただし書の考え方として適切なものはどれか。

- ア．解除によって第三者の権利を害することはできない。
- イ．解除は当事者間に一切効果を生じない。
- ウ．解除後は必ず国が所有者となる。
- エ．解除すれば第三者の権利はすべて当然に消滅する。

答え・解説

正答：ア

ア：民法545条1項ただし書は、解除による原状回復の効果が第三者の権利を害さないことを定める。
イ：解除は当事者間では原状回復等の効果を生じる。
ウ：そのような効果はない。
エ：第三者保護規定に反する。
総合解説：民法545条1項ただし書は、解除による原状回復の効果が第三者の権利を害さないことを定める。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0038

3-2 不動産・登記 > 不動産物権変動 | 難易度：応用

Aが土地を長期間占有して取得時効を完成させた後、元の所有者BからCへ土地が譲渡され、Cが登記を備えた。AとCの関係で重要となる法的論点として最も適切なものはどれか。

- ア．Cが後から取得した時点でAの時効取得は自動的に無効になる。
- イ．時効完成後の第三者との関係では、登記を備えているかが重要な対抗問題となる。
- ウ．取得時効が完成すれば登記は第三者との関係でも常に一切不要である。
- エ．取得時効は不動産には適用されない。

答え・解説

正答：イ

ア：そのような当然無効の効果はない。
イ：取得時効による不動産物権変動でも、時効完成後に現れた第三者との関係では民法177条の登記対抗問題が生じる。
ウ：時効完成後第三者との関係では登記が重要となる。
エ：不動産も取得時効の対象となり得る。
総合解説：取得時効による不動産物権変動でも、時効完成後に現れた第三者との関係では民法177条の登記対抗問題が生じる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0039

3-2 不動産・登記 > 不動産物権変動 | 難易度：基礎

不動産について「所有者」と「現に占有している者」が必ず同一とは限らない理由として適切なものはどれか。

- ア．占有している者は必ず所有者になるから。
- イ．所有者は不動産を占有できないから。
- ウ．賃借人など、所有権を持たずに適法に占有する者が存在し得るから。
- エ．不動産には所有権という制度がないから。

答え・解説

正答：ウ

ア：占有と所有権は一致しない場合がある。
イ：所有者自身が占有することもできる。
ウ：所有権は物権としての権利帰属、占有は物に対する事実上の支配を基礎とする制度であり、両者は区別される。
エ：不動産にも所有権は成立する。
総合解説：所有権は物権としての権利帰属、占有は物に対する事実上の支配を基礎とする制度であり、両者は区別される。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0040

3-2 不動産・登記 > 不動産物権変動 | 難易度：標準

不動産に抵当権を設定した場合、その抵当権を第三者に対抗するために原則として必要なものはどれか。

- ア．売買代金を全額支払うこと。
- イ．会社の定款に記載すること。
- ウ．債務者から抵当不動産の引渡しを受けること。
- エ．抵当権設定登記。

答え・解説

正答：エ

ア：抵当権の対抗要件とは無関係である。
イ：不動産抵当権の第三者対抗要件ではない。
ウ：抵当権は占有移転を本質としない担保物権である。
エ：抵当権は不動産物権であり、第三者に対抗するには民法177条に基づく登記が必要となる。
総合解説：抵当権は不動産物権であり、第三者に対抗するには民法177条に基づく登記が必要となる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0041

3-2 不動産・登記 > 不動産物権変動 | 難易度：標準

A所有の土地についてBが地上権を設定してもらった。Bがその地上権を第三者に対抗するための原則的な方法はどれか。

- ア．地上権設定登記を備える。
- イ．地代を一度支払えば必ずすべての第三者に対抗できる。
- ウ．土地を一度見学すれば足りる。
- エ．Bが契約書を自社内に保管するだけで足りる。

答え・解説

正答：ア

ア：地上権は不動産物権であり、第三者対抗には民法177条による登記が問題となる。

イ：支払自体は物権の対抗要件ではない。

ウ：見学は対抗要件ではない。

エ：内部保管だけでは第三者対抗要件にならない。

総合解説：地上権は不動産物権であり、第三者対抗には民法177条による登記が問題となる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0042

3-2 不動産・登記 > 不動産物権変動 | 難易度：応用

不動産売買に関する次の説明のうち、民法176条・177条の関係を最も正確に説明しているものはどれか。

- ア．登記がなければ当事者間の売買契約自体も必ず無効である。
- イ．当事者間の物権変動の成立と、第三者に対抗できるかは別問題であり、後者では登記が重要となる。
- ウ．契約さえあれば第三者への対抗にも登記は一切不要である。
- エ．登記は代金支払義務を消滅させる制度である。

答え・解説

正答：イ

ア：成立と対抗を混同している。

イ：民法176条は当事者間の物権変動、177条は第三者対抗要件を定めるため、成立と対抗を区別する必要がある。

ウ：民法177条に反する。

エ：登記の役割とは異なる。

総合解説：民法176条は当事者間の物権変動、177条は第三者対抗要件を定めるため、成立と対抗を区別する必要がある。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0043

3-2 不動産・登記 > 不動産登記 | 難易度：基礎

不動産登記制度の基本的な役割として最も適切なものはどれか。

- ア．不動産売買の利益を国が保証すること。
- イ．所有者の経営能力を審査すること。
- ウ．土地・建物の物理的状況や権利関係を公示し、取引の安全に役立てること。
- エ．不動産の市場価格を国が保証すること。

答え・解説

正答：ウ

ア：取引利益の保証制度ではない。

イ：登記制度の目的ではない。

ウ：不動産登記は、不動産の表示や権利関係を登記記録に記録して公示する制度である。

エ：登記は価格保証制度ではない。

総合解説：不動産登記は、不動産の表示や権利関係を登記記録に記録して公示する制度である。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0044

3-2 不動産・登記 > 不動産登記 | 難易度：基礎

不動産の登記記録の基本的な構成として正しいものはどれか。

- ア．株主名簿と取締役名簿に分かれる。
- イ．表題部だけで構成され、権利部は存在しない。
- ウ．甲区だけで構成され、表題部と乙区は存在しない。
- エ．表題部と権利部に区分され、権利部はさらに甲区と乙区に分かれる。

答え・解説

正答：エ

ア：それは会社関係の記録であり不動産登記記録ではない。

イ：権利部も存在する。

ウ：登記記録は複数区分で構成される。

エ：法務省の案内では、登記記録は表題部と権利部に区分され、権利部は甲区・乙区に区分される。

総合解説：法務省の案内では、登記記録は表題部と権利部に区分され、権利部は甲区・乙区に区分される。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0045

3-2 不動産・登記 > 不動産登記 | 難易度：基礎

土地の登記記録の表題部に記録される事項として適切なものはどれか。

- ア．所在、地番、地目、地積など。
- イ．抵当権者と被担保債権額だけ。
- ウ．所有権移転の履歴だけ。
- エ．会社の代表取締役の任期。

答え・解説

正答：ア

- ア：表題部には土地・建物の物理的状況を示す事項が記録される。
- イ：抵当権は権利部乙区の問題である。
- ウ：所有権に関する事項は主として甲区に記録される。
- エ：不動産登記の表題部には記録されない。

総合解説：表題部には土地・建物の物理的状況を示す事項が記録される。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0046

3-2 不動産・登記 > 不動産登記 | 難易度：基礎

不動産登記記録の権利部甲区に主として記録される事項はどれか。

- ア．土地の地目・地積だけ。
- イ．所有権に関する事項。
- ウ．法人の資本金だけ。
- エ．抵当権など所有権以外の権利に関する事項。

答え・解説

正答：イ

- ア：それらは表題部の事項である。
- イ：甲区には所有者に関する事項や所有権移転等が記録される。
- ウ：不動産登記記録の甲区の事項ではない。
- エ：それらは主として乙区に記録される。

総合解説：甲区には所有者に関する事項や所有権移転等が記録される。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0047

3-2 不動産・登記 > 不動産登記 | 難易度：基礎

A社が購入予定の土地について、銀行の抵当権が設定されているか確認したい。登記記録のどの部分を主に確認すべきか。

- ア．表題部。
- イ．権利部甲区。
- ウ．権利部乙区。
- エ．会社の商業登記簿。

答え・解説

正答：ウ

- ア：表題部には所在、地番、地目、地積など不動産の物理的状況が記録される。
- イ：甲区には主として所有権に関する事項が記録される。
- ウ：抵当権など所有権以外の権利に関する事項は、主として権利部乙区に記録される。
- エ：会社の商業登記簿は対象土地の抵当権設定状況を直接示すものではない。

総合解説：抵当権など所有権以外の権利に関する事項は、主として権利部乙区に記録される。不動産取引では甲区だけでなく乙区も確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0048

3-2 不動産・登記 > 不動産登記 | 難易度：標準

売買による所有権移転登記の申請について、不動産登記法上の原則として適切なものはどれか。

- ア．買主だけが常に単独で申請しなければならない。
- イ．売主だけが常に単独で申請しなければならない。
- ウ．第三者であれば誰でも自由に申請できる。
- エ．登記権利者と登記義務者が共同して申請する。

答え・解説

正答：エ

- ア：原則は共同申請である。
 - イ：原則は共同申請である。
 - ウ：申請主体には法定のルールがある。
 - エ：不動産登記法60条は、権利に関する登記を原則として登記権利者と登記義務者の共同申請とする。
- 総合解説：不動産登記法60条は、権利に関する登記を原則として登記権利者と登記義務者の共同申請とする。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0049

3-2 不動産・登記 > 不動産登記 | 難易度：標準

登記識別情報の役割について最も適切なものはどれか。

- ア．登記名義人が後に登記義務者として登記申請する際などに、本人確認に関する重要な情報となる。
- イ．固定資産税額を自動的に決める情報である。
- ウ．土地の面積だけを示す情報である。
- エ．不動産の市場価格を示す情報である。

答え・解説

正答：ア

- ア：登記識別情報は、登記名義人本人であることを確認するための重要な情報として利用される。
 - イ：税額決定そのものの情報ではない。
 - ウ：地積情報とは異なる。
 - エ：価格情報ではない。
- 総合解説：登記識別情報は、登記名義人本人であることを確認するための重要な情報として利用される。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0050

3-2 不動産・登記 > 不動産登記 | 難易度：標準

不動産取引の前に登記事項証明書を確認する主な目的として適切なものはどれか。

- ア．売主の経営成績を確認すること。
- イ．登記されている所有者や抵当権などの権利関係を確認すること。
- ウ．将来の不動産価格が必ず上昇するかを確認すること。
- エ．建物に隠れた物理的欠陥が絶対にないことを確認すること。

答え・解説

正答：イ

- ア：売主企業の財務情報を示す資料ではない。
 - イ：登記事項証明書により、登記記録に記録された不動産の表示や権利関係を確認できる。
 - ウ：将来価格を保証する資料ではない。
 - エ：登記事項証明書は物理的瑕疵を保証するものではない。
- 総合解説：登記事項証明書により、登記記録に記録された不動産の表示や権利関係を確認できる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0051

3-2 不動産・登記 > 不動産登記 | 難易度：標準

2024年4月1日から義務化された相続登記について、相続により不動産の所有権を取得したことを知った相続人が原則として申請すべき期間はどれか。

- ア．知った日から1か月以内。
- イ．知った日から10年以内。
- ウ．自己のために相続開始があったことと不動産所有権を取得したことを知った日から3年以内。
- エ．相続登記は現在も完全に任意であり期間はない。

答え・解説

正答：ウ

ア：原則期間は3年である。

イ：基本的義務の期間は3年である。

ウ：不動産登記法76条の2第1項により、相続登記は原則として所定の事実を知った日から3年以内に申請する必要がある。

エ：2024年4月1日から申請が義務化されている。

総合解説：不動産登記法76条の2第1項により、相続登記は原則として所定の事実を知った日から3年以内に申請する必要がある。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0052

3-2 不動産・登記 > 不動産登記 | 難易度：応用

相続登記の申請義務がある者が、正当な理由なくその申請を怠った場合の不動産登記法上の扱いとして適切なものはどれか。

- ア．違反しても法律上何の制裁もあり得ない。
- イ．不動産の所有権を直ちに国へ移転する。
- ウ．必ず懲役刑だけが科される。
- エ．10万円以下の過料の対象となり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：過料の対象となり得る。

イ：そのような当然の効果はない。

ウ：規定されているのは過料である。

エ：不動産登記法164条1項は、正当な理由なく相続登記申請義務に違反した場合、10万円以下の過料を定める。

総合解説：不動産登記法164条1項は、正当な理由なく相続登記申請義務に違反した場合、10万円以下の過料を定める。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0053

3-2 不動産・登記 > 不動産取引の基本 | 難易度：基礎

A社が土地購入を検討している。契約前にまず確認すべき法的資料として最も基本的なものはどれか。

- ア．対象土地の登記事項証明書。
- イ．購入担当者の名刺だけ。
- ウ．売主企業の社内報だけ。
- エ．近隣店舗の広告だけ。

答え・解説

正答：ア

- ア：不動産取引では、登記記録を確認して所有者、抵当権等の権利関係を把握することが基本となる。
- イ：不動産の権利関係を確認できない。
- ウ：対象不動産の権利関係を確認できない。
- エ：権利関係を示す公的資料ではない。

総合解説：不動産取引では、登記記録を確認して所有者、抵当権等の権利関係を把握することが基本となる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0054

3-2 不動産・登記 > 不動産取引の基本 | 難易度：標準

不動産を購入する際、売主が登記名義人と一致するかを確認する重要な理由として適切なものはどれか。

- ア．売主の年齢だけを確認するため。
- イ．売主がその不動産を処分する権限を有する者かを確認するため。
- ウ．売主の将来の利益を保証するため。
- エ．買主の所有権を登記なしで第三者に対抗させるため。

答え・解説

正答：イ

- ア：権利調査の中心目的ではない。
- イ：不動産取引では、登記上の権利者と契約相手を照合し、処分権限を確認することが重要である。
- ウ：取引利益の保証ではない。
- エ：第三者対抗には原則として登記が必要である。

総合解説：不動産取引では、登記上の権利者と契約相手を照合し、処分権限を確認することが重要である。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0055

3-2 不動産・登記 > 不動産取引の基本 | 難易度：標準

購入予定の土地の乙区に抵当権設定登記が残っている。この事実から買主が検討すべき事項として最も適切なものはどれか。

- ア．乙区の抵当権は所有権とは無関係なので一切確認不要である。
- イ．抵当権があると買主が自動的に債務者本人になる。
- ウ．決済時の抵当権抹消方法や被担保債務の処理を確認する。
- エ．抵当権がある土地は法律上絶対に売買できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：担保権として重大な取引リスクとなる。

イ：売買だけで被担保債務を当然承継するわけではない。

ウ：抵当権が残る不動産では、買主が権利取得後も担保権の影響を受け得るため、抹消等の条件を確認する必要がある。

エ：抵当権付き不動産の売買自体が当然禁止されるわけではない。

総合解説：抵当権が残る不動産では、買主が権利取得後も担保権の影響を受け得るため、抹消等の条件を確認する必要がある。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0056

3-2 不動産・登記 > 不動産取引の基本 | 難易度：標準

土地購入時に登記記録の地積を確認した場合でも、現地調査や測量が重要となる理由として適切なものはどれか。

- ア．測量をすると自動的に所有権を取得できるから。
- イ．登記記録には土地に関する情報が一切記載されていないから。
- ウ．現地調査をすれば登記は一切不要になるから。
- エ．登記記録の情報だけで現況や境界のすべてが保証されるわけではないから。

答え・解説

正答：エ

ア：測量は所有権取得の方法ではない。

イ：表題部には地番・地目・地積等が記録される。

ウ：権利関係確認には登記も重要である。

エ：登記記録は重要な公示資料だが、現地の利用状況や境界・物理的状態は別途確認が必要となる。

総合解説：登記記録は重要な公示資料だが、現地の利用状況や境界・物理的状態は別途確認が必要となる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0057

3-2 不動産・登記 > 不動産取引の基本 | 難易度：応用

不動産売買で、売買契約書の作成と所有権移転登記の役割を最も正確に説明しているものはどれか。

- ア．契約書は当事者の合意内容を明確にし、登記は物権変動を第三者に公示・対抗するため重要となる。
- イ．契約書があれば登記は常に不要である。
- ウ．登記をすれば売買契約の内容確認は一切不要である。
- エ．契約書も登記も同じ目的だけを持つため区別する必要はない。

答え・解説

正答：ア

ア：契約の成立・内容と、物権変動の第三者対抗要件としての登記は役割が異なる。

イ：第三者対抗には登記が重要となる。

ウ：契約上の権利義務は契約内容の確認が必要である。

エ：両者の機能は異なる。

総合解説：契約の成立・内容と、物権変動の第三者対抗要件としての登記は役割が異なる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0058

3-2 不動産・登記 > 不動産取引の基本 | 難易度：応用

不動産登記法上の仮登記について、基本的な役割として最も適切なものはどれか。

- ア．不動産の市場価格を仮に決める制度である。
- イ．本登記の要件が整っていない場合などに、将来の本登記に備えて順位を保全すること。
- ウ．建物を仮に建築できる許可制度である。
- エ．仮登記だけで常に本登記と同じ対抗力を持つ。

答え・解説

正答：イ

ア：価格決定制度ではない。

イ：仮登記は、本登記をするための手続的・実体的要件が直ちに整わない場合等に、将来の本登記の順位を保全する制度である。

ウ：建築許可制度ではない。

エ：仮登記は本登記と同一の対抗力を持つものではない。

総合解説：仮登記は、本登記をするための手続的・実体的要件が直ちに整わない場合等に、将来の本登記の順位を保全する制度である。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0059

3-2 不動産・登記 > 不動産取引の基本 | 難易度：標準

企業が不動産の所有権移転登記を行う際の実務について適切なものはどれか。

- ア．登記申請は口頭で電話するだけで必ず完了する。
- イ．所有権移転登記は必ず弁護士しか申請できない。
- ウ．登記手続は本人申請も制度上可能だが、専門的手続のため司法書士へ依頼することも一般的である。
- エ．登記は当事者が希望しても専門家に依頼することは禁止される。

答え・解説

正答：ウ

- ア：所定の申請手続が必要である。
 - イ：本人申請や司法書士への委任も可能である。
 - ウ：不動産登記は法定手続に従って申請する必要がある、専門家である司法書士に依頼する実務も広く行われる。
 - エ：司法書士への依頼が可能である。
- 総合解説：不動産登記は法定手続に従って申請する必要がある、専門家である司法書士に依頼する実務も広く行われる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0060

3-2 不動産・登記 > 不動産取引の基本 | 難易度：応用

不動産の登記事項証明書に特段の問題がなかった場合の取引判断として最も適切なものはどれか。

- ア．登記に問題がなければ他の調査は法律上すべて不要である。
- イ．登記が正常なら建物の品質も将来価格も国が保証する。
- ウ．登記確認は不動産取引では意味がない。
- エ．登記確認は重要だが、契約内容、現況、境界、法令上の利用制限など他の調査も必要である。

答え・解説

正答：エ

- ア：登記だけでは確認できない事項がある。
 - イ：登記制度にそのような保証機能はない。
 - ウ：権利関係の確認として非常に重要である。
 - エ：不動産登記は権利関係等を公示する重要資料だが、取引リスクのすべてを網羅するものではない。
- 総合解説：不動産登記は権利関係等を公示する重要資料だが、取引リスクのすべてを網羅するものではない。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0061

3-3 動産・財産管理 > 動産の物権変動 | 難易度：基礎

動産の所有権譲渡を第三者に対抗するための民法上の原則的要件はどれか。

- ア．動産の引渡し。
- イ．契約書への実印押印だけ。
- ウ．代金の全額支払だけ。
- エ．不動産の所有権移転登記。

答え・解説

正答：ア

ア：民法178条は、動産に関する物権の譲渡を第三者に対抗するには引渡しを要するとする。

イ：押印だけでは動産譲渡の第三者対抗要件にならない。

ウ：代金支払は民法178条の対抗要件ではない。

エ：動産の一般的対抗要件は引渡しである。

総合解説：民法178条は、動産に関する物権の譲渡を第三者に対抗するには引渡しを要するとする。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0062

3-3 動産・財産管理 > 動産の物権変動 | 難易度：基礎

A社がB社へ機械を売却し、機械を実際にA社の倉庫からB社の倉庫へ移してB社に渡した。この占有移転の方法は何か。

- ア．不動産登記。
- イ．現実の引渡し。
- ウ．占有改定。
- エ．指図による占有移転。

答え・解説

正答：イ

ア：動産の占有移転方法ではない。

イ：物を実際に譲渡人から譲受人へ移して占有を移す方法が現実の引渡しである。

ウ：占有改定では物を譲渡人が引き続き所持する。

エ：第三者が物を所持している場面で用いられる。

総合解説：物を実際に譲渡人から譲受人へ移して占有を移す方法が現実の引渡しである。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0063

3-3 動産・財産管理 > 動産の物権変動 | 難易度：標準

B社がA社から借りて現に所持している機械を、そのままA社から買い取った。機械を物理的に動かさず、当事者の意思表示だけで占有を移転する方法として適切なものはどれか。

- ア．占有改定。
- イ．指図による占有移転。
- ウ．簡易の引渡し。
- エ．仮登記。

答え・解説

正答：ウ

- ア：占有改定は譲渡人が物を所持し続ける場面である。
- イ：第三者が所持している場面とは異なる。
- ウ：譲受人がすでに目的物を所持している場合、民法182条2項により意思表示のみで占有権を譲渡できる。
- エ：不動産登記上の制度であり動産引渡しの方法ではない。

総合解説：譲受人がすでに目的物を所持している場合、民法182条2項により意思表示のみで占有権を譲渡できる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0064

3-3 動産・財産管理 > 動産の物権変動 | 難易度：標準

A社が自社倉庫にある機械をB社へ売却したが、B社から借りる形でA社がその機械を引き続き使用することになった。外形上A社が所持を続けたまま占有をB社へ移す方法として適切なものはどれか。

- ア．簡易の引渡し。
- イ．所有権移転登記。
- ウ．現実の引渡し。
- エ．占有改定。

答え・解説

正答：エ

- ア：B社がすでに物を所持している場面ではない。
 - イ：動産一般の占有移転方法ではない。
 - ウ：物を実際にB社へ移していない。
 - エ：譲渡人が以後、譲受人のために占有する意思を表示して所持を続ける方法を占有改定という。
- 総合解説：譲渡人が以後、譲受人のために占有する意思を表示して所持を続ける方法を占有改定という。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0065

3-3 動産・財産管理 > 動産の物権変動 | 難易度：応用

A社の商品を倉庫会社Cが保管している。A社が商品をB社へ売却し、Cに対して今後はB社のために保管するよう指図し、B社がこれを承諾した。この占有移転方法はどれか。

- ア．指図による占有移転。
- イ．占有改定。
- ウ．現実の引渡し。
- エ．簡易の引渡し。

答え・解説

正答：ア

- ア：第三者Cが目的物を占有している場合、譲渡人の指図と譲受人の承諾により占有を移転する方法が民法184条の指図による占有移転である。
- イ：譲渡人A自身が所持し続ける場面ではない。
- ウ：商品はCの倉庫から物理的に移動していない。
- エ：B社がすでに商品を所持していた場面ではない。

総合解説：第三者Cが目的物を占有している場合、譲渡人の指図と譲受人の承諾により占有を移転する方法が民法184条の指図による占有移転である。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0066

3-3 動産・財産管理 > 動産の物権変動 | 難易度：標準

Aが同じ機械を先にBへ、後にCへ売却した。Bはまだ引渡しを受けていないが、Cは先に引渡しを受けた。BとCの間に特別な背信性はない。この場合の原則として適切なものはどれか。

- ア．契約が先のBが引渡しの有無にかかわらず必ず優先する。
- イ．Cは引渡しを備えているため、Bに対して所有権取得を対抗できる。
- ウ．後に買ったCは引渡しを受けても絶対に権利を主張できない。
- エ．BとCは自動的に機械を半分ずつ共有する。

答え・解説

正答：イ

- ア：第三者対抗関係では引渡しが重要となる。
- イ：動産の二重譲渡では、民法178条により引渡しを備えた者が第三者に対して優先する。
- ウ：後順位契約だから当然無効というわけではない。
- エ：そのような当然の効果はない。

総合解説：動産の二重譲渡では、民法178条により引渡しを備えた者が第三者に対して優先する。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0067

3-3 動産・財産管理 > 動産の物権変動 | 難易度：応用

動産売買について、当事者間の所有権移転と第三者対抗の関係を最も正確に説明しているものはどれか。

- ア．契約が成立すれば引渡しなしで必ず全第三者に対抗できる。
- イ．動産の第三者対抗要件は必ず不動産登記である。
- ウ．当事者間では合意により所有権移転が生じ得るが、第三者に対抗するには原則として引渡しが必要である。
- エ．引渡しがなければ当事者間でも売買契約は必ず無効である。

答え・解説

正答：ウ

ア：第三者対抗には引渡しが必要である。
イ：動産一般では引渡しである。
ウ：民法176条と178条により、当事者間の物権変動の成立と第三者対抗要件を区別する必要がある。
エ：当事者間の物権変動は意思表示で生じ得る。
総合解説：民法176条と178条により、当事者間の物権変動の成立と第三者対抗要件を区別する必要がある。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0068

3-3 動産・財産管理 > 動産の物権変動 | 難易度：標準

民法178条にいう動産の「引渡し」について適切なものはどれか。

- ア．代金を支払えば物の占有は必ず自動的に移転する。
- イ．物理的に相手の手へ渡す方法しか認められない。
- ウ．契約書を作成すれば必ず引渡しがあったことになる。
- エ．物理的に物を移す現実の引渡しだけでなく、民法上認められた占有移転の方法が含まれる。

答え・解説

正答：エ

ア：代金支払と占有移転は別問題である。
イ：民法は複数の占有移転方法を認める。
ウ：契約書作成だけで引渡しとはならない。
エ：動産の引渡しには、現実の引渡しのほか、簡易の引渡し、占有改定、指図による占有移転などがある。
総合解説：動産の引渡しには、現実の引渡しのほか、簡易の引渡し、占有改定、指図による占有移転などがある。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0069

3-3 動産・財産管理 > 動産の物権変動 | 難易度：応用

動産取引における民法178条の引渡しと民法192条の即時取得の関係について適切なものはどれか。

- ア．前者は主として物権譲渡の第三者対抗要件、後者は一定要件の下で無権利者から権利を取得させる制度である。
- イ．両者はまったく同じ制度であり要件も効果も同一である。
- ウ．即時取得は不動産登記の制度である。
- エ．民法178条は無権利者からの取得だけを定める。

答え・解説

正答：ア

ア：民法178条の対抗要件と192条の即時取得は目的・要件が異なる制度である。

イ：制度目的と要件が異なる。

ウ：即時取得は原則として動産取引の制度である。

エ：178条は第三者対抗要件を定める。

総合解説：民法178条の対抗要件と192条の即時取得は目的・要件が異なる制度である。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0070

3-3 動産・財産管理 > 動産の物権変動 | 難易度：標準

企業が高価な機械を購入したが、売主の工場に機械を置いたままにする取引を行う。第三者との権利関係を明確にする観点から重要な対応はどれか。

- ア．機械の所有権は必ず売主に残るため検討不要である。
- イ．どの占有移転方法を採用かを明確にし、契約書や保管関係も整備する。
- ウ．不動産の相続登記を行えば足りる。
- エ．代金さえ支払えば占有関係は確認しなくてよい。

答え・解説

正答：イ

ア：契約・占有移転の内容により権利関係は異なる。

イ：動産取引では引渡しが第三者対抗要件となるため、占有の帰属を明確にする実務が重要である。

ウ：動産機械の取引とは無関係である。

エ：第三者対抗には引渡しが重要である。

総合解説：動産取引では引渡しが第三者対抗要件となるため、占有の帰属を明確にする実務が重要である。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0071

3-3 動産・財産管理 > 財産の取得・処分 | 難易度：基礎

他人から売買によって財産の所有権を取得することは、一般にどのような取得に分類されるか。

- ア．債務免除。
- イ．原始取得。
- ウ．承継取得。
- エ．占有侵奪。

答え・解説

正答：ウ

ア：債務を消滅させる制度であり所有権取得の分類ではない。

イ：原始取得は前主の権利を承継せず新たに権利を取得する場合である。

ウ：売買や贈与など、前の所有者の権利を基礎として所有権を取得する方法を承継取得という。

エ：所有権取得の正当な分類ではない。

総合解説：売買や贈与など、前の所有者の権利を基礎として所有権を取得する方法を承継取得という。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0072

3-3 動産・財産管理 > 財産の取得・処分 | 難易度：標準

所有者のない動産について、民法239条1項の原則として正しいものはどれか。

- ア．必ず国の所有となる。
- イ．裁判所の判決がなければ誰も取得できない。
- ウ．発見しただけで占有しなくても必ず所有権を取得する。
- エ．所有の意思をもって占有することにより所有権を取得する。

答え・解説

正答：エ

ア：無主の動産は先占により私人が取得できる。

イ：そのような一般要件はない。

ウ：所有の意思をもった占有が必要である。

エ：民法239条1項は、所有者のない動産について所有の意思をもって占有する無主物先占による所有権取得を認める。

総合解説：民法239条1項は、所有者のない動産について所有の意思をもって占有する無主物先占による所有権取得を認める。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0073

3-3 動産・財産管理 > 財産の取得・処分 | 難易度：標準

所有者の存在しない土地があることが判明した。この土地の所有権の帰属について、民法239条2項の原則として適切なものはどれか。

- ア．国庫に帰属する。
- イ．最初にその土地へ入った者が当然に取得する。
- ウ．隣接土地の所有者が自動的に取得する。
- エ．登記がないまま永久に無所有状態となる。

答え・解説

正答：ア

- ア：民法239条2項は、所有者のない不動産は国庫に帰属すると定める。
- イ：無主動産の先占とは異なり、無主不動産は国庫に帰属する。
- ウ：そのような一般規定はない。
- エ：民法239条2項により国庫に帰属する。

総合解説：民法239条2項は、所有者のない不動産は国庫に帰属すると定める。所有者のない動産が先占により取得され得る点との対比が重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0074

3-3 動産・財産管理 > 財産の取得・処分 | 難易度：標準

A所有の土地に、権原なく他人の資材が分離困難な形で付合した。この場合の所有権帰属について民法242条の基本的な考え方として適切なものはどれか。

- ア．付合が生じても所有権関係には一切影響しない。
- イ．原則として不動産所有者が、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。
- ウ．付合した物は必ず無主物となる。
- エ．資材の元所有者が土地全体の所有権を取得する。

答え・解説

正答：イ

- ア：民法は付合による所有権帰属を定める。
- イ：民法242条は、不動産の所有者がその不動産に従として付合した物の所有権を取得することを原則とする。
- ウ：不動産所有者への帰属が原則である。
- エ：そのような効果はない。

総合解説：民法242条は、不動産の所有者がその不動産に従として付合した物の所有権を取得することを原則とする。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0075

3-3 動産・財産管理 > 財産の取得・処分 | 難易度：標準

他人の材料に工作を加えて新しい物を作った場合の所有権帰属について、民法246条の基本的な考え方として適切なものはどれか。

- ア．加工者が必ず所有権を取得する。
- イ．材料所有者がどのような場合も絶対に所有権を取得する。
- ウ．原則として材料所有者に帰属するが、工作によって生じた価格が材料価格を著しく超えるときは加工者が所有権を取得することがある。
- エ．加工すると必ず国の所有になる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：原則は材料所有者であり例外がある。
- イ：工作価値が著しく大きい場合等に例外がある。
- ウ：民法246条は、加工物の帰属について材料価値と工作による価値を考慮する。
- エ：そのような規定はない。

総合解説：民法246条は、加工物の帰属について材料価値と工作による価値を考慮する。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0076

3-3 動産・財産管理 > 財産の取得・処分 | 難易度：基礎

所有権者が自分の財産を売却したり贈与したりできる法的根拠として最も基本的なものはどれか。

- ア．財産処分は国だけに認められる。
- イ．処分できるのは動産だけで、不動産は一切処分できない。
- ウ．所有者には財産を処分する権能が一切ない。
- エ．所有権には、法令の制限内で物を処分する権能が含まれる。

答え・解説

正答：エ

- ア：私人・法人の所有者も処分できる。
- イ：不動産も売買等の処分対象となる。
- ウ：所有権には処分権能が含まれる。
- エ：民法206条は所有権の内容として使用・収益・処分を認める。

総合解説：民法206条は所有権の内容として使用・収益・処分を認める。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0077

3-3 動産・財産管理 > 財産の取得・処分 | 難易度：標準

AとBが土地を2分の1ずつ共有している。Aが自己の持分だけを第三者Cへ譲渡する場合の原則として適切なものはどれか。

- ア．Aは自己の共有持分を処分でき、土地全体の所有権を単独でCへ譲渡することとは区別される。
- イ．持分を譲渡すると土地は自動的に国有地になる。
- ウ．Aは自己の持分さえ一切譲渡できない。
- エ．AはBの同意なしに土地全体を完全にC所有へ変えられる。

答え・解説

正答：ア

ア：共有者は自己の持分を独立して処分できる一方、共有物全体の処分は他の共有者の権利に関わる。

イ：そのような効果はない。

ウ：共有持分は処分対象となり得る。

エ：Bの持分まで単独で処分する権限はない。

総合解説：共有者は自己の持分を独立して処分できる一方、共有物全体の処分は他の共有者の権利に関わる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0078

3-3 動産・財産管理 > 財産の取得・処分 | 難易度：標準

所有権のない者が他人の動産を第三者へ売却した。この第三者が権利を取得する可能性について最も適切なものはどれか。

- ア．無権利者から買えば第三者は必ず所有権を取得する。
- イ．原則として無権利者は所有権を移転できないが、第三者が民法192条の即時取得要件を満たせば権利取得が認められることがある。
- ウ．無権利者からはどのような場合も絶対に権利取得できない。
- エ．無権利者による売却があると元所有者の権利は必ず刑罰に変わる。

答え・解説

正答：イ

ア：即時取得には善意無過失などの要件がある。

イ：無権利者処分では原則として権利移転できないが、動産取引の安全を図る即時取得制度が例外となり得る。

ウ：即時取得の例外がある。

エ：そのような効果はない。

総合解説：無権利者処分では原則として権利移転できないが、動産取引の安全を図る即時取得制度が例外となり得る。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0079

3-3 動産・財産管理 > 財産の取得・処分 | 難易度：標準

企業財産について「売却」と「抵当権・質権などの担保設定」を区別した説明として適切なものはどれか。

- ア．売却しても所有権は絶対に売主から移転しない。
- イ．売却と担保設定には法的な違いがない。
- ウ．売却は所有権を移転する処分であるのに対し、担保設定は原則として所有権を移転せず債権回収を担保する権利を設定する。
- エ．担保設定をすると必ず所有権が債権者へ完全移転する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：売却は所有権移転を目的とする契約である。
- イ：権利内容・目的が異なる。
- ウ：所有権処分と担保物権設定は法的効果が異なる。
- エ：抵当権等は原則として所有権移転ではない。

総合解説：所有権処分と担保物権設定は法的効果が異なる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0080

3-3 動産・財産管理 > 財産の取得・処分 | 難易度：標準

企業が中古設備を第三者から購入する際、その第三者が真の所有者か、処分権限を持つかを確認することが重要な理由として適切なものはどれか。

- ア．処分権限がなくても買主は常に無条件で保護されるから。
- イ．処分権限は所有権取得に一切関係しないから。
- ウ．確認すると必ず価格が半額になるから。
- エ．処分権限がない者からの取得では、買主が有効に所有権を取得できないリスクがあるから。

答え・解説

正答：エ

- ア：即時取得には要件があり、常に保護されるわけではない。
 - イ：権利取得の有効性に直結する。
 - ウ：価格保証のためではない。
 - エ：財産取得では譲渡人の権利・処分権限の確認が基本であり、動産では即時取得の成否も問題となる。
- 総合解説：財産取得では譲渡人の権利・処分権限の確認が基本であり、動産では即時取得の成否も問題となる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0081

3-3 動産・財産管理 > 財産の使用・収益・管理 | 難易度：基礎

所有者が自己所有の機械を事業に利用することは、所有権のどの権能に当たるか。

- ア．使用。
- イ．収益だけ。
- ウ．担保設定だけ。
- エ．相殺。

答え・解説

正答：ア

ア：民法206条は所有権者に、法令の制限内で所有物を使用・収益・処分する権能を認める。

イ：機械を自ら利用するのは主として使用である。

ウ：担保設定は処分権能に関係する。

エ：相殺は債権債務を差し引く制度である。

総合解説：民法206条は所有権者に、法令の制限内で所有物を使用・収益・処分する権能を認める。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0082

3-3 動産・財産管理 > 財産の使用・収益・管理 | 難易度：基礎

所有建物を第三者に賃貸し、賃料を得ることは所有権のどの権能と最も関係が深いか。

- ア．占有侵奪。
- イ．収益。
- ウ．債務免除。
- エ．使用だけ。

答え・解説

正答：イ

ア：適法な賃貸による収益とは異なる。

イ：所有物から賃料などの経済的利益を得ることは所有権の収益権能に当たる。

ウ：所有権の収益権能とは関係しない。

エ：自ら利用することと、賃料等の利益を得る収益は区別される。

総合解説：所有物から賃料などの経済的利益を得ることは所有権の収益権能に当たる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0083

3-3 動産・財産管理 > 財産の使用・収益・管理 | 難易度：標準

他人の土地に建物を所有するため、その土地を使用する物権として最も適切なものはどれか。

- ア．売買代金請求権。
- イ．抵当権。
- ウ．地上権。
- エ．留置権。

答え・解説

正答：ウ

ア：債権であって土地利用の物権ではない。
イ：抵当権は債権担保を目的とする物権である。
ウ：民法265条は、工作物または竹木を所有するために他人の土地を使用する権利として地上権を定める。
エ：留置権は他人の物を留置して債権回収を確保する担保物権である。
総合解説：民法265条は、工作物または竹木を所有するために他人の土地を使用する権利として地上権を定める。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

0084

3-3 動産・財産管理 > 財産の使用・収益・管理 | 難易度：標準

A所有地から公道へ出るため、B所有地の一部を通行する便益をA所有地のために設定する物権として考えられるものはどれか。

- ア．質権。
- イ．不当利得返還請求権。
- ウ．委任契約。
- エ．地役権。

答え・解説

正答：エ

ア：質権は担保物権であり通行利用の権利ではない。
イ：土地利用の物権ではない。
ウ：他人の土地利用の物権ではない。
エ：民法280条の地役権は、設定行為で定めた目的に従い、自己の土地の便益のために他人の土地を利用する物権である。
総合解説：民法280条の地役権は、設定行為で定めた目的に従い、自己の土地の便益のために他人の土地を利用する物権である。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

0085

3-3 動産・財産管理 > 財産の使用・収益・管理 | 難易度：標準

土地利用権としての地上権と賃借権の基本的な性質の違いについて適切なものはどれか。

- ア．地上権は物権であり、賃借権は契約に基づく債権である。
- イ．地上権は債権で、賃借権は必ず物権である。
- ウ．両者には法律上の性質の違いが一切ない。
- エ．どちらも必ず所有権そのものである。

答え・解説

正答：ア

- ア：土地を利用する権利でも、地上権は用益物権、賃借権は賃貸借契約から生じる債権として性質が異なる。
- イ：説明が逆である。
- ウ：物権と債権という重要な違いがある。
- エ：いずれも土地所有権とは異なる。

総合解説：土地を利用する権利でも、地上権は用益物権、賃借権は賃貸借契約から生じる債権として性質が異なる。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0086

3-3 動産・財産管理 > 財産の使用・収益・管理 | 難易度：標準

善意の占有者が占有物から生じる果実を取得することについて、民法189条の原則として適切なものはどれか。

- ア．果実は必ず国庫に帰属する。
- イ．善意の占有者は、占有物から生ずる果実を取得する。
- ウ．善意の占有者でも果実を一切取得できない。
- エ．善意の占有者は占有物自体の所有権を必ず取得する。

答え・解説

正答：イ

- ア：そのような原則ではない。
- イ：民法189条1項は、善意の占有者に占有物から生じる果実の取得を認める。
- ウ：民法189条1項に反する。
- エ：果実取得と所有権取得は別問題である。

総合解説：民法189条1項は、善意の占有者に占有物から生じる果実の取得を認める。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0087

3-3 動産・財産管理 > 財産の使用・収益・管理 | 難易度：標準

他人の物であることを知りながら占有している悪意の占有者が、その物から果実を得た場合の民法190条の原則として適切なものはどれか。

- ア．悪意占有者ほど果実を自由に取得できる。
- イ．悪意であっても果実について一切責任を負わない。
- ウ．得た果実を返還し、消費・過失で損傷・収取を怠った果実の代価も償還する義務を負う。
- エ．悪意占有者は占有した瞬間に所有者となる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：善意占有者と異なり返還義務を負う。
- イ：民法190条に反する。
- ウ：民法190条は、悪意占有者に果実返還等の義務を課す。
- エ：そのような効果はない。

総合解説：民法190条は、悪意占有者に果実返還等の義務を課す。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0088

3-3 動産・財産管理 > 財産の使用・収益・管理 | 難易度：標準

占有者が占有物を保存するために必要費を支出した場合、所有者へ物を返還するときの民法196条の原則として適切なものはどれか。

- ア．必要費を支出すると占有者が必ず所有者になる。
- イ．必要費は必ず第三者が支払う。
- ウ．必要費はどのような場合も一切請求できない。
- エ．占有者は、原則として必要費の償還を請求できる。

答え・解説

正答：エ

- ア：費用償還と所有権取得は別である。
 - イ：原則として回復者との費用償還関係が問題となる。
 - ウ：民法196条に償還規定がある。
 - エ：民法196条1項は、占有者が占有物の保存のために支出した必要費等の償還を認める。
- 総合解説：民法196条1項は、占有者が占有物の保存のために支出した必要費等の償還を認める。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0089

3-3 動産・財産管理 > 財産の使用・収益・管理 | 難易度：標準

占有者が占有物の改良のため有益費を支出し、その価格増加が返還時にも残っている。この場合の民法196条の考え方として適切なものはどれか。

- ア．回復者の選択に従い、支出額または増価額の償還を請求できる場合がある。
- イ．有益費を支出すれば所有権が自動的に移転する。
- ウ．有益費は必ず支出額の10倍を請求できる。
- エ．有益費は一切償還請求できない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法196条2項は、有益費について価格増加が現存する場合、回復者の選択により支出額または増価額の償還を認める。
イ：費用償還と所有権は別問題である。
ウ：そのような倍率規定はない。
エ：一定要件で償還が認められる。
総合解説：民法196条2項は、有益費について価格増加が現存する場合、回復者の選択により支出額または増価額の償還を認める。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0090

3-3 動産・財産管理 > 財産の使用・収益・管理 | 難易度：標準

企業が多数の機械・不動産・賃借物件を管理する際、所有物・賃借物・担保提供物を区別して台帳化することが重要な主な理由はどれか。

- ア．すべての財産は企業が占有していれば同じ権利内容になるから。
- イ．各財産について使用・処分できる範囲や第三者の権利の有無が異なるから。
- ウ．台帳に載せれば他人の財産も自動的に自社所有になるから。
- エ．財産の法的権利関係は使用や処分に一切影響しないから。

答え・解説

正答：イ

ア：占有だけで権利内容が同一になるわけではない。
イ：企業財産は所有権、賃借権、担保権など法的性質が異なるため、権利関係を把握して管理・処分権限を誤らないことが重要である。
ウ：社内記録だけで所有権は取得できない。
エ：権利関係によって使用・処分可能性は大きく異なる。
総合解説：企業財産は所有権、賃借権、担保権など法的性質が異なるため、権利関係を把握して管理・処分権限を誤らないことが重要である。この論点では、権利の成立・対抗要件・権限の範囲を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0091

3-4 産業財産権 > 特許権 | 難易度：基礎

次のうち、特許庁が所管する「産業財産権」に含まれないものはどれか。

- ア．著作権。
- イ．意匠権。
- ウ．商標権。
- エ．特許権。

答え・解説

正答：ア

ア：産業財産権は、特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つである。著作権は著作権法により保護される別の知的財産権である。
イ：意匠権は産業財産権に含まれる。
ウ：商標権は産業財産権に含まれる。
エ：特許権は産業財産権に含まれる。

総合解説：産業財産権は、特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つである。著作権は著作権法により保護される別の知的財産権である。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0092

3-4 産業財産権 > 特許権 | 難易度：基礎

特許法上の「発明」の定義として最も適切なものはどれか。

- ア．思想又は感情を創作的に表現した著作物。
- イ．自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの。
- ウ．商品名やサービス名を識別する標識。
- エ．物品等の外観に関するデザインだけ。

答え・解説

正答：イ

ア：これは著作権法上の著作物の説明である。
イ：特許法2条1項は、発明を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義している。
ウ：これは主として商標制度の対象である。
エ：これは主として意匠制度の対象である。

総合解説：特許法2条1項は、発明を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義している。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0093

3-4 産業財産権 > 特許権 | 難易度：標準

研究者が自然界に以前から存在していた法則を単に発見しただけで、技術的な創作をしていない。この発見について特許法上の説明として適切なものはどれか。

- ア．発見した者には必ず特許権が与えられる。
- イ．発見は必ず商標登録の対象となる。
- ウ．単なる発見は、原則として特許法上の発明には該当しない。
- エ．発見は必ず意匠登録の対象となる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：単なる発見だけでは発明に該当しない。
- イ：商標は商品・役務の識別標識を保護する制度である。
- ウ：特許法の発明は技術的思想の「創作」であるため、自然法則そのものや単なる発見は原則として保護対象にならない。
- エ：意匠はデザインを保護する制度である。

総合解説：特許法の発明は技術的思想の「創作」であるため、自然法則そのものや単なる発見は原則として保護対象にならない。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0094

3-4 産業財産権 > 特許権 | 難易度：基礎

特許出願前に、発明の内容がすでに公然知られていた場合の原則として適切なものはどれか。

- ア．新規性は商標だけに必要な要件で、特許には関係しない。
- イ．公知であっても出願人が会社なら必ず特許になる。
- ウ．公然知られているほど必ず特許を受けやすくなる。
- エ．新規性を欠くため、原則として特許を受けることができない。

答え・解説

正答：エ

- ア：特許の重要な要件である。
- イ：法人であることは新規性欠如を補わない。
- ウ：特許には新規性が必要である。
- エ：特許法29条1項は、出願前に公然知られた発明などについて新規性を認めず、原則として特許対象から除く。

総合解説：特許法29条1項は、出願前に公然知られた発明などについて新規性を認めず、原則として特許対象から除く。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0095

3-4 産業財産権 > 特許権 | 難易度：標準

出願時の技術水準から見て、その分野の通常の知識を有する者が容易に発明できたと判断される場合の原則として適切なものはどれか。

- ア．進歩性を欠くとして、特許を受けられないことがある。
- イ．進歩性は出願後の売上だけで判断される。
- ウ．容易に発明できるほど必ず進歩性が認められる。
- エ．進歩性は著作権の登録要件だけである。

答え・解説

正答：ア

- ア：特許法29条2項は、先行技術に基づいて当業者が容易に発明できたものについて特許を認めない。
- イ：技術水準等に基づいて判断される。
- ウ：説明が逆である。
- エ：進歩性は特許法上の重要な特許要件である。

総合解説：特許法29条2項は、先行技術に基づいて当業者が容易に発明できたものについて特許を認めない。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0096

3-4 産業財産権 > 特許権 | 難易度：標準

AとBが別々に同じ発明を完成し、Aが先に特許出願し、Bが後から出願した。原則として特許を受けることができる者を決める際に重視される制度はどれか。

- ア．先に製品を広告した者が必ず優先される制度。
- イ．先願主義。
- ウ．会社規模が大きい方が必ず優先される制度。
- エ．売上高の高い方が優先される制度。

答え・解説

正答：イ

- ア：原則は出願の先後が重要である。
- イ：日本の特許制度では、同一の発明について原則として先に出願した者が優先される先願主義が採られている。
- ウ：企業規模は先願の判断基準ではない。
- エ：売上高ではなく出願の先後が重要である。

総合解説：日本の特許制度では、同一の発明について原則として先に出願した者が優先される先願主義が採られている。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0097

3-4 産業財産権 > 特許権 | 難易度：基礎

特許権が発生する時期として正しいものはどれか。

- ア．特許出願書類を作成した瞬間。
- イ．商品を初めて販売した瞬間。
- ウ．特許権の設定登録がされた時。
- エ．発明を思いついた瞬間。

答え・解説

正答：ウ

ア：出願書類作成だけでは特許権は発生しない。

イ：販売開始が特許権発生要件ではない。

ウ：特許法66条1項は、特許権は設定の登録により発生すると定める。

エ：発明完成だけで特許権は発生しない。

総合解説：特許法66条1項は、特許権は設定の登録により発生すると定める。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0098

3-4 産業財産権 > 特許権 | 難易度：基礎

特許権の存続期間について、延長制度等の例外を除く原則として正しいものはどれか。

- ア．更新を繰り返せば永久に存続する。
- イ．設定登録の日から5年。
- ウ．出願の日から10年。
- エ．特許出願の日から20年で終了する。

答え・解説

正答：エ

ア：商標権とは異なり、特許権にはそのような一般的更新制度はない。

イ：原則期間とは異なる。

ウ：10年は実用新案権の存続期間である。

エ：特許法67条1項は、特許権の存続期間を原則として特許出願の日から20年とする。

総合解説：特許法67条1項は、特許権の存続期間を原則として特許出願の日から20年とする。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0099

3-4 産業財産権 > 特許権 | 難易度：標準

特許権者の基本的な権利について適切なものはどれか。

- ア．業として特許発明を実施する権利を専有する。
- イ．特許発明を他人が自由に実施することを止める権限は一切ない。
- ウ．特許権を取得すると全世界で当然に同じ権利が発生する。
- エ．特許権は発明者の氏名表示だけを保護する権利である。

答え・解説

正答：ア

ア：特許権者は、特許法68条により、原則として業として特許発明を実施する権利を専有する。

イ：特許権は独占的实施を認める権利である。

ウ：特許権は各国ごとに取得・効力が問題となる。

エ：特許発明の実施を専有する財産権である。

総合解説：特許権者は、特許法68条により、原則として業として特許発明を実施する権利を専有する。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0100

3-4 産業財産権 > 特許権 | 難易度：標準

物の発明について特許権が成立している場合、その特許発明の「実施」に該当し得る行為として適切なものはどれか。

- ア．特許公報の存在を知ること。
- イ．その特許発明に係る物を業として生産・使用・譲渡すること。
- ウ．特許番号をメモすること。
- エ．発明について個人的に感想を述べることだけ。

答え・解説

正答：イ

ア：知るだけでは実施ではない。

イ：特許法2条3項は、物の発明について生産、使用、譲渡等、輸出入等を「実施」として定める。

ウ：実施行為ではない。

エ：発明の実施には当たらない。

総合解説：特許法2条3項は、物の発明について生産、使用、譲渡等、輸出入等を「実施」として定める。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0101

3-4 産業財産権 > 特許権 | 難易度：応用

A社の特許発明に係る製品を、B社がA社の許諾なく業として製造・販売している。B社の行為が特許権の技術的範囲に属する場合の原則として適切なものはどれか。

- ア．B社が法人なら特許権侵害は成立しない。
- イ．許諾がなくても販売目的なら常に適法である。
- ウ．特許権侵害となる可能性があり、差止めや損害賠償の対象となり得る。
- エ．特許権侵害では民事上の救済は一切認められない。

答え・解説

正答：ウ

ア：法人でも侵害主体となり得る。

イ：特許権者の専有権を侵害する可能性がある。

ウ：特許権者は特許発明の実施を専有し、侵害者に対して差止請求や損害賠償請求などを行うことができる。

エ：差止めや損害賠償が認められ得る。

総合解説：特許権者は特許発明の実施を専有し、侵害者に対して差止請求や損害賠償請求などを行うことができる。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0102

3-4 産業財産権 > 特許権 | 難易度：応用

日本で取得した特許権について、海外での保護との関係を最も適切に説明しているものはどれか。

- ア．日本で特許を取得すれば世界中で自動的に同一の特許権が発生する。
- イ．日本の特許権は日本国内でも効力を持たない。
- ウ．外国での保護には商標登録だけをすれば足りる。
- エ．日本の特許権だけで外国において当然に独占権が発生するわけではなく、必要に応じて各国・地域で権利取得を検討する。

答え・解説

正答：エ

ア：各国で権利取得が必要となるのが原則である。

イ：日本国内では法定の範囲で効力を持つ。

ウ：技術発明の保護には特許等の権利取得を検討する。

エ：産業財産権は原則として国ごとに成立・効力が定まるため、日本の特許権がそのまま外国で効力を持つわけではない。

総合解説：産業財産権は原則として国ごとに成立・効力が定まるため、日本の特許権がそのまま外国で効力を持つわけではない。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0103

3-4 産業財産権 > 実用新案権・意匠権 | 難易度：基礎

実用新案法の主な保護対象として正しいものはどれか。

- ア．物品の形状、構造又は組合せに係る考案。
- イ．小説や音楽の表現。
- ウ．サービスの提供方法そのものだけ。
- エ．商品の名称やロゴ。

答え・解説

正答：ア

ア：実用新案制度は、自然法則を利用した技術的思想の創作である考案のうち、物品の形状・構造・組合せに係るものを保護する。

イ：著作権法の対象である。

ウ：実用新案は物品の形状・構造・組合せに係る考案を対象とする。

エ：主として商標制度の対象である。

総合解説：実用新案制度は、自然法則を利用した技術的思想の創作である考案のうち、物品の形状・構造・組合せに係るものを保護する。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0104

3-4 産業財産権 > 実用新案権・意匠権 | 難易度：標準

実用新案と特許の保護対象の違いについて適切なものはどれか。

- ア．実用新案は商標と同じく名称だけを保護する。
- イ．実用新案は物品の形状・構造・組合せに係る考案に限られ、方法そのものは対象にならない。
- ウ．実用新案は方法だけを保護し、物品は保護しない。
- エ．特許と実用新案は保護対象も審査方法も完全に同一である。

答え・解説

正答：イ

ア：実用新案は技術的な考案を保護する。

イ：特許では物・方法等の発明が対象となり得る一方、実用新案は物品の形状・構造・組合せに係る考案に限定される。

ウ：説明が逆である。

エ：制度には重要な違いがある。

総合解説：特許では物・方法等の発明が対象となり得る一方、実用新案は物品の形状・構造・組合せに係る考案に限定される。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0105

3-4 産業財産権 > 実用新案権・意匠権 | 難易度：基礎

現行の実用新案権の存続期間について原則正しいものはどれか。

- ア．出願の日から20年（特許権の原則的な存続期間と混同）。
- イ．設定登録の日から10年ごとに無期限更新（商標権の更新制度と混同）。
- ウ．出願の日から10年（実用新案権の現行制度上の原則）。
- エ．出願の日から25年（意匠権の存続期間と混同）。

答え・解説

正答：ウ

- ア：20年は特許権の原則的存続期間である。
- イ：実用新案権は商標権のような更新制ではない。
- ウ：実用新案権の存続期間は出願の日から10年である。
- エ：25年は意匠権の存続期間と混同している。

総合解説：実用新案権の存続期間は、現行制度では出願の日から10年である。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0106

3-4 産業財産権 > 実用新案権・意匠権 | 難易度：応用

実用新案制度の特徴として最も適切なものはどれか。

- ア．出願すれば何のチェックもなく必ず登録される。
- イ．登録制度はなく、創作時に自動的に権利が発生する。
- ウ．特許よりも必ず長期間の実体審査を行う。
- エ．新規性・進歩性について通常の実体審査を経ず、方式・基礎的要件の審査を経て迅速に登録される仕組みである。

答え・解説

正答：エ

- ア：方式・基礎的要件の審査は行われる。
 - イ：著作権とは異なり登録が必要である。
 - ウ：実用新案は迅速な登録を特徴とする。
 - エ：実用新案制度は無審査登録制度を採用し、方式審査と基礎的要件の審査を経て設定登録される。
- 総合解説：実用新案制度は無審査登録制度を採用し、方式審査と基礎的要件の審査を経て設定登録される。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0107

3-4 産業財産権 > 実用新案権・意匠権 | 難易度：基礎

意匠制度が主として保護するものとして最も適切なものはどれか。

- ア．物品、建築物、画像などの形状・模様・色彩等によるデザイン。
- イ．小説の文章表現だけ。
- ウ．商品の名称だけ。
- エ．自然法則を利用した技術的思想だけ。

答え・解説

正答：ア

ア：意匠制度は、物品・建築物・画像の形状・模様・色彩等からなる視覚的なデザインを保護する。

イ：著作権法の対象である。

ウ：名称は主として商標の対象である。

エ：技術的思想は特許・実用新案の領域である。

総合解説：意匠制度は、物品・建築物・画像の形状・模様・色彩等からなる視覚的なデザインを保護する。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0108

3-4 産業財産権 > 実用新案権・意匠権 | 難易度：標準

意匠登録出願前に、そのデザインがすでに広く公開されていた場合の原則として適切なものはどれか。

- ア．公開済みであるほど必ず登録しやすい。
- イ．新規性を欠き、原則として意匠登録を受けることができない。
- ウ．意匠登録には新規性という要件は一切ない。
- エ．公開されていても会社名を付ければ必ず登録できる。

答え・解説

正答：イ

ア：新規性が重要な登録要件である。

イ：意匠登録には新規性が求められ、出願前に公知となった意匠は原則として登録を受けられない。

ウ：意匠法上の重要な要件である。

エ：会社名の付加だけで新規性欠如を解消するわけではない。

総合解説：意匠登録には新規性が求められ、出願前に公知となった意匠は原則として登録を受けられない。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0109

3-4 産業財産権 > 実用新案権・意匠権 | 難易度：標準

2020年4月1日以降の出願に係る意匠権の存続期間について、原則として正しいものはどれか。

- ア．設定登録の日から10年で、何度でも更新できる。
- イ．出願の日から20年。
- ウ．設定登録から権利が始まり、出願の日から25年で終了する。
- エ．出願の日から10年。

答え・解説

正答：ウ

ア：商標権の更新制度とは異なる。

イ：特許権の原則的期間と混同している。

ウ：現行制度では、意匠権は設定登録により発生し、出願の日から25年をもって終了する。

エ：10年は実用新案権の期間である。

総合解説：現行制度では、意匠権は設定登録により発生し、出願の日から25年をもって終了する。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0110

3-4 産業財産権 > 実用新案権・意匠権 | 難易度：応用

A社が登録意匠と同一又は類似するデザインの製品を、B社が許諾なく業として製造・販売している。権利範囲に属する場合の対応として適切なものはどれか。

- ア．意匠権侵害では商標登録を取り消すしか対応できない。
- イ．登録意匠は模倣されても法的措置を一切とれない。
- ウ．許諾なしの製造販売でも法人同士なら必ず適法である。
- エ．A社は意匠権侵害として差止めや損害賠償を求めることができる場合がある。

答え・解説

正答：エ

ア：差止め・損害賠償等の救済がある。

イ：意匠権には排他的効力がある。

ウ：法人間でも侵害は成立し得る。

エ：意匠権者は登録意匠及び一定の類似範囲について独占的権利を有し、侵害に対して差止め・損害賠償等を求め得る。

総合解説：意匠権者は登録意匠及び一定の類似範囲について独占的権利を有し、侵害に対して差止め・損害賠償等を求め得る。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0111

3-4 産業財産権 > 商標権 | 難易度：基礎

商標の基本的な役割として最も適切なものはどれか。

- ア．事業者の商品・サービスを他人の商品・サービスと区別する識別標識として機能すること。
- イ．技術的アイデアそのものを保護すること。
- ウ．物品のデザインだけを保護すること。
- エ．小説の表現だけを保護すること。

答え・解説

正答：ア

ア：商標は、事業者が自己の商品・サービスを他人のものと区別するために使用するマークやネーミングなどである。

イ：主として特許制度の役割である。

ウ：主として意匠制度の役割である。

エ：著作権制度の役割である。

総合解説：商標は、事業者が自己の商品・サービスを他人のものと区別するために使用するマークやネーミングなどである。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0112

3-4 産業財産権 > 商標権 | 難易度：基礎

商標権が発生する時期として正しいものはどれか。

- ア．商品名を社内会議で決めた瞬間。
- イ．商標権の設定登録がされた時。
- ウ．広告を一度掲載した瞬間。
- エ．商標を考案した瞬間。

答え・解説

正答：イ

ア：社内決定だけで商標権は発生しない。

イ：商標権は、商標登録出願が審査され、設定登録されることによって発生する。

ウ：広告掲載だけで登録商標権が発生するわけではない。

エ：考案だけで商標権は発生しない。

総合解説：商標権は、商標登録出願が審査され、設定登録されることによって発生する。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0113

3-4 産業財産権 > 商標権 | 難易度：標準

商標権の権利範囲を考える際に重要となる組合せはどれか。

- ア．商標権者の所在地だけ。
- イ．商標権者の会社規模と従業員数。
- ウ．登録された商標と、指定商品又は指定役務。
- エ．商標権者の売上と利益だけ。

答え・解説

正答：ウ

ア：所在地だけで権利範囲は決まらない。

イ：権利範囲を決める基本要素ではない。

ウ：商標権はマーク単独ではなく、登録商標と指定商品・指定役務の組合せを基礎として権利範囲が判断される。

エ：権利範囲は登録内容に基づく。

総合解説：商標権はマーク単独ではなく、登録商標と指定商品・指定役務の組合せを基礎として権利範囲が判断される。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0114

3-4 産業財産権 > 商標権 | 難易度：応用

商標権の効力について、特許庁の説明に沿うものはどれか。

- ア．登録商標と全く無関係な商品・役務にも無制限に効力が及ぶ。
- イ．登録商標と同一でも、指定商品・役務では絶対に効力が及ばない。
- ウ．商標権は第三者の使用を排除する効力を一切持たない。
- エ．指定商品・役務について登録商標の使用を独占し、一定の類似範囲について他人の使用を排除できる。

答え・解説

正答：エ

ア：商標権の効力には商品・役務との関係がある。

イ：指定商品・役務は専用範囲の中心である。

ウ：排他的効力を有する。

エ：商標権は登録商標と指定商品・指定役務の組合せを中心に独占的効力を持ち、類似範囲にも禁止的効力が及ぶ。

総合解説：商標権は登録商標と指定商品・指定役務の組合せを中心に独占的効力を持ち、類似範囲にも禁止的効力が及ぶ。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0115

3-4 産業財産権 > 商標権 | 難易度：基礎

商標権の存続期間について正しいものはどれか。

- ア．設定登録の日から10年で、更新登録により10年ごとに更新できる。
- イ．出願の日から10年で必ず永久に終了する。
- ウ．設定登録の日から25年で必ず終了する。
- エ．出願の日から20年で更新できない。

答え・解説

正答：ア

- ア：商標権は設定登録の日から10年で終了するが、更新登録申請により10年単位で繰り返し更新できる。
- イ：商標権は更新が可能である。
- ウ：意匠権の期間と混同している。
- エ：特許権の期間と混同している。

総合解説：商標権は設定登録の日から10年で終了するが、更新登録申請により10年単位で繰り返し更新できる。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0116

3-4 産業財産権 > 商標権 | 難易度：標準

商品そのものの普通名称を、普通に用いられる方法で表示しただけの標章について、商標登録との関係で最も適切なものはどれか。

- ア．普通名称かどうかは商標登録に一切関係しない。
- イ．一般に自他商品・役務を識別する力が乏しく、登録が認められないことがある。
- ウ．普通名称ほど必ず独占的に商標登録できる。
- エ．普通名称は必ず特許として登録される。

答え・解説

正答：イ

- ア：識別力に關係する重要な要素である。
- イ：商標制度は自他商品・役務を識別する標識を保護するため、普通名称等は原則として登録要件を満たさない場合がある。
- ウ：普通名称を独占させることは商標制度の趣旨に反する。
- エ：商標と特許は保護対象が異なる。

総合解説：商標制度は自他商品・役務を識別する標識を保護するため、普通名称等は原則として登録要件を満たさない場合がある。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0117

3-4 産業財産権 > 商標権 | 難易度：標準

A社が出願した商標が、他人の先に登録された商標と同一又は類似で、指定商品・役務も同一又は類似している。この場合の原則として適切なものはどれか。

- ア．後から出願した商標が必ず優先される。
- イ．会社名が異なれば必ず登録できる。
- ウ．先行登録商標との関係で、商標登録を受けられないことがある。
- エ．商品・役務の類似性は一切考慮されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：先行登録商標との関係が審査される。

イ：出願人の会社名だけで類否問題は解消しない。

ウ：商標法4条1項11号は、他人の先行登録商標と同一・類似で、指定商品・役務も同一・類似する商標の登録を制限する。

エ：商標と商品・役務の双方の類似性が重要である。

総合解説：商標法4条1項11号は、他人の先行登録商標と同一・類似で、指定商品・役務も同一・類似する商標の登録を制限する。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0118

3-4 産業財産権 > 商標権 | 難易度：応用

登録商標と同じ文字列が含まれていても、第三者が自己の会社名を普通に用いられる方法で表示する場合の商標権の効力について適切なものはどれか。

- ア．自己の名称であれば、どのような使い方でも必ず侵害にならない。
- イ．商標権には効力制限規定が一切ない。
- ウ．登録商標と同じ文字列があれば、利用態様を問わず必ず侵害となる。
- エ．一定の場合、商標権の効力が及ばない。

答え・解説

正答：エ

ア：普通に用いられる方法等の条件がある。

イ：商標法26条などの制限がある。

ウ：商標権には法定の効力制限がある。

エ：商標法26条は、自己の氏名・名称等を普通に用いられる方法で表示する場合など、商標権の効力が及ばない範囲を定める。

総合解説：商標法26条は、自己の氏名・名称等を普通に用いられる方法で表示する場合など、商標権の効力が及ばない範囲を定める。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0119

3-4 産業財産権 > 商標権 | 難易度：応用

A社の登録商標と同一の標章を、B社が同一の指定商品について許諾なく業として使用している。商標法上の原則として適切なものはどれか。

- ア．商標権侵害となる可能性が高く、差止めや損害賠償の対象となり得る。
- イ．B社が商標を知らなかった場合は必ず侵害が成立しない。
- ウ．登録商標と同一でも無断使用は常に適法である。
- エ．商標権侵害では民事上の救済は一切ない。

答え・解説

正答：ア

- ア：登録商標を指定商品・役務について無断使用する行為は、商標権の専用範囲を侵害し得る。
- イ：侵害成立と故意の有無は別に検討される。
- ウ：商標権の独占的効力に反する。
- エ：差止めや損害賠償等が認められ得る。

総合解説：登録商標を指定商品・役務について無断使用する行為は、商標権の専用範囲を侵害し得る。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0120

3-4 産業財産権 > 商標権 | 難易度：標準

企業が新しい商品名を全国展開する前に、商標面で行うべき基本的な対応として最も適切なものはどれか。

- ア．商品名を決めたら商標調査は一切しない。
- イ．先行する登録商標・出願商標を調査し、必要に応じて早めに商標登録出願を検討する。
- ウ．販売開始後に問題が出るまで何も確認しない。
- エ．商標登録ではなく特許出願だけをすれば商品名も保護される。

答え・解説

正答：イ

- ア：先行商標との抵触リスクがある。
- イ：商標権は登録制度であり、先行権利との抵触を避け、自社ブランドを保護するため事前調査と出願が重要である。
- ウ：事前調査がリスク低減に有効である。
- エ：商品名・ブランド保護は主として商標制度を利用する。

総合解説：商標権は登録制度であり、先行権利との抵触を避け、自社ブランドを保護するため事前調査と出願が重要である。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0121

3-5 著作権・営業秘密等 > 著作権 | 難易度：基礎

著作権法上の「著作物」の定義として最も適切なものはどれか。

- ア．商品名として使う文字列は必ず著作物となる。
- イ．事実や数値データそのものは必ず著作物となる。
- ウ．思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸・学術・美術又は音楽の範囲に属するもの。
- エ．新しい技術的思想であれば、表現されていなくてもすべて著作物となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：短い名称等は著作物性が認められない場合があり、商標制度の対象にもなり得る。

イ：単なるデータ自体は著作物ではない。

ウ：著作権法2条1項1号は、著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義する。

エ：アイデアや技術的思想それ自体は著作物とは区別される。

総合解説：著作権法2条1項1号は、著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義する。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0122

3-5 著作権・営業秘密等 > 著作権 | 難易度：標準

新商品の広告企画について、抽象的な「アイデア」と具体的に作成された文章・イラストとの著作権上の違いとして適切なものはどれか。

- ア．アイデアと表現は著作権法上まったく区別されない。
- イ．アイデアを思いついた時点で、そのアイデアの利用を永久に独占できる。
- ウ．具体的な文章やイラストは著作権の対象にならない。
- エ．著作権は原則としてアイデアそのものではなく、創作的に表現された具体的な文章・イラスト等を保護する。

答え・解説

正答：エ

ア：著作物性では表現されていることが重要である。

イ：著作権はアイデア自体を独占する制度ではない。

ウ：創作的表現であれば著作物となり得る。

エ：著作物は思想又は感情を「表現したもの」である必要があり、抽象的なアイデアそのものは原則として著作権の保護対象ではない。

総合解説：著作物は思想又は感情を「表現したもの」である必要があり、抽象的なアイデアそのものは原則として著作権の保護対象ではない。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0123

3-5 著作権・営業秘密等 > 著作権 | 難易度：基礎

日本の著作権が発生する時期について正しいものはどれか。

- ア．著作物を創作した時点で自動的に発生し、権利取得のための登録は不要である。
- イ．文化庁に登録した時に初めて発生する。
- ウ．著作物を販売した時に初めて発生する。
- エ．著作物を公証役場に提出した時に初めて発生する。

答え・解説

正答：ア

ア：著作権は著作物の創作時に自動的に発生する無方式主義であり、特許権等のような登録を権利発生要件としない。

イ：著作権取得のための登録は不要である。

ウ：販売は権利発生要件ではない。

エ：そのような方式は権利発生要件ではない。

総合解説：著作権は著作物の創作時に自動的に発生する無方式主義であり、特許権等のような登録を権利発生要件としない。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0124

3-5 著作権・営業秘密等 > 著作権 | 難易度：基礎

著作権法上の「著作者」の基本的な考え方として適切なものはどれか。

- ア．著作物の代金を最も多く支払った者。
- イ．著作物を創作する者。
- ウ．著作物を最初にSNSで紹介した者。
- エ．著作物を最初に購入した者。

答え・解説

正答：イ

ア：支払額だけで著作者が決まるわけではない。

イ：著作権法2条1項2号は著作者を「著作物を創作する者」と定義する。

ウ：紹介者が著作者になるわけではない。

エ：購入者が当然に著作者になるわけではない。

総合解説：著作権法2条1項2号は著作者を「著作物を創作する者」と定義する。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0125

3-5 著作権・営業秘密等 > 著作権 | 難易度：標準

A社が他社作成の有料教材を許諾なくコピーして、社内の多数の社員へ配布した。権利制限規定が適用されない場合、主として問題となる著作権はどれか。

- ア．特許権だけ。
- イ．公表権だけ。
- ウ．複製権。
- エ．商標権だけ。

答え・解説

正答：ウ

ア：文章等のコピーは通常、特許権ではなく著作権が問題となる。

イ：未公表著作物の公表に関する人格権であり、コピー行為の中心的な財産権ではない。

ウ：著作権法21条は、著作者に著作物を複製する権利を専有させる。無断コピーは複製権侵害となり得る。

エ：教材の複製は著作権の問題となる。

総合解説：著作権法21条は、著作者に著作物を複製する権利を専有させる。無断コピーは複製権侵害となり得る。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0126

3-5 著作権・営業秘密等 > 著作権 | 難易度：標準

他人の写真を許諾なく自社ウェブサイトへ掲載し、不特定多数が閲覧できる状態にした。権利制限規定が適用されない場合、複製権とともに問題となり得る権利はどれか。

- ア．地上権。
- イ．抵当権。
- ウ．実用新案権。
- エ．公衆送信権。

答え・解説

正答：エ

ア：土地利用の物権であり、ウェブ掲載とは無関係である。

イ：担保物権であり、公衆送信とは無関係である。

ウ：物品の形状等に係る考案を保護する権利である。

エ：著作権法23条は、著作者に公衆送信を行う権利を専有させており、ウェブ上で公衆に送信可能な状態にする行為は問題となり得る。

総合解説：著作権法23条は、著作者に公衆送信を行う権利を専有させており、ウェブ上で公衆に送信可能な状態にする行為は問題となり得る。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0127

3-5 著作権・営業秘密等 > 著作権 | 難易度：標準

著作者人格権に含まれる権利の組合せとして正しいものはどれか。

- ア．公表権・氏名表示権・同一性保持権。
- イ．特許権・商標権・意匠権。
- ウ．所有権・抵当権・地上権。
- エ．複製権・譲渡権・貸与権。

答え・解説

正答：ア

ア：著作者人格権には、公表権、氏名表示権、同一性保持権がある。

イ：産業財産権である。

ウ：民法上の物権である。

エ：これらは著作財産権に分類される。

総合解説：著作者人格権には、公表権、氏名表示権、同一性保持権がある。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0128

3-5 著作権・営業秘密等 > 著作権 | 難易度：応用

著作者が著作権（財産権）を企業へ譲渡した場合の著作者人格権について、原則として適切なものはどれか。

- ア．著作者人格権は商標登録をすると消滅する。
- イ．著作者人格権は著作者の一身に専属し、譲渡することができない。
- ウ．著作権を譲渡すれば著作者人格権も必ず一緒に譲渡される。
- エ．著作者人格権は最初から著作権者には存在しない。

答え・解説

正答：イ

ア：商標登録とは無関係である。

イ：著作権法59条は著作者人格権の一身専属性を定めており、財産権としての著作権を譲渡しても当然には移転しない。

ウ：著作者人格権は譲渡できない。

エ：著作者に発生する権利である。

総合解説：著作権法59条は著作者人格権の一身専属性を定めており、財産権としての著作権を譲渡しても当然には移転しない。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0129

3-5 著作権・営業秘密等 > 著作権 | 難易度：基礎

個人の著作者による著作物の著作権保護期間について、例外を除く原則として正しいものはどれか。

- ア．著作者の死後10年（現行法の原則より短い）。
- イ．著作者の死後20年（現行法の原則より短い）。
- ウ．著作者の死後70年（個人著作者の著作物についての原則）。
- エ．更新手続を続ければ永久に存続（著作権にはこのような更新制はない）。

答え・解説

正答：ウ

- ア：現行法の原則より短い。
- イ：現行法の原則より短い。
- ウ：個人著作者の著作物は、例外を除き著作者の死後70年まで保護される。
- エ：著作権は商標権のような更新手続で永久存続させる制度ではない。

総合解説：現行著作権法では、著作権は原則として著作者の死後70年まで保護される。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0130

3-5 著作権・営業秘密等 > 著作権 | 難易度：応用

他人の公表済み著作物を、批評や研究のため自社資料に引用する場合、著作権法32条の適法な引用として重要な考え方はどれか。

- ア．営利企業は引用規定を一切利用できない。
- イ．未公表著作物も著作者の意思に関係なく自由に引用できる。
- ウ．出典を表示すれば、著作物全体を目的なく転載しても必ず適法となる。
- エ．公正な慣行に合致し、引用の目的上正当な範囲内で行うこと。

答え・解説

正答：エ

- ア：企業であることだけで引用が禁止されるわけではない。
- イ：引用規定は公表された著作物を対象とする。
- ウ：出典表示だけで引用の要件を満たすわけではない。
- エ：著作権法32条は、公表された著作物について、公正な慣行に合致し、報道・批評・研究等の引用目的上正当な範囲で利用できるとする。

総合解説：著作権法32条は、公表された著作物について、公正な慣行に合致し、報道・批評・研究等の引用目的上正当な範囲で利用できるとする。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0131

3-5 著作権・営業秘密等 > 著作権 | 難易度：標準

著作権法上の私的使用のための複製について、原則的な説明として適切なものはどれか。

- ア．個人的又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用する目的で、使用者自身が複製する場合に認められることがある。
イ．私的使用という例外は著作権法に存在しない。
ウ．会社全体の従業員へ配布する目的でも常に私的使用になる。
エ．販売目的の大量コピーも私的使用に含まれる。

答え・解説

正答：ア

ア：著作権法30条は、個人的・家庭内等の限られた範囲での私的使用を目的とする複製について一定の例外を設ける。

イ：著作権法30条に規定がある。

ウ：企業内の多数者への配布は通常、私的使用の範囲とはいえない。

エ：営利目的の大量配布は私的使用とはいえない。

総合解説：著作権法30条は、個人的・家庭内等の限られた範囲での私的使用を目的とする複製について一定の例外を設ける。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0132

3-5 著作権・営業秘密等 > 著作権 | 難易度：標準

次のうち、著作権法13条により原則として著作権の保護対象とならないものはどれか。

- ア．個人が創作した小説。
イ．法律・政令・条例などの法令。
ウ．作曲家が創作した楽曲。
エ．写真家が創作した写真。

答え・解説

正答：イ

ア：創作性を満たせば著作物となり得る。

イ：著作権法13条は、憲法その他の法令、国等の告示・訓令・通達、裁判所の判決等を権利の目的とならない著作物として定める。

ウ：音楽の著作物として保護され得る。

エ：写真の著作物として保護され得る。

総合解説：著作権法13条は、憲法その他の法令、国等の告示・訓令・通達、裁判所の判決等を権利の目的とならない著作物として定める。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0133

3-5 著作権・営業秘密等 > 営業秘密・不正競争 | 難易度：基礎

不正競争防止法上の「営業秘密」に該当するための3要件として正しい組合せはどれか。

- ア．創作性・公表性・氏名表示性。
- イ．登録性・更新性・独占性。
- ウ．秘密管理性・有用性・非公知性。
- エ．新規性・進歩性・先願性。

答え・解説

正答：ウ

ア：著作権制度の概念と混同している。

イ：営業秘密は登録によって成立する権利ではない。

ウ：営業秘密は、秘密として管理され、事業活動に有用で、公然と知られていない技術上又は営業上の情報である必要がある。

エ：特許制度の要件と混同している。

総合解説：営業秘密は、秘密として管理され、事業活動に有用で、公然と知られていない技術上又は営業上の情報である必要がある。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0134

3-5 著作権・営業秘密等 > 営業秘密・不正競争 | 難易度：標準

企業内の情報が不正競争防止法上の営業秘密として保護されるための「秘密管理性」について適切なものはどれか。

- ア．特許庁に登録しなければ秘密管理性は認められない。
- イ．社内の誰でも自由に閲覧でき、秘密であることも全く示していなくても必ず満たす。
- ウ．情報が有用なら秘密管理措置は一切不要である。
- エ．情報に接する従業員等が、その情報を秘密として管理していると認識できるような管理が必要である。

答え・解説

正答：エ

ア：営業秘密に登録制度はない。

イ：秘密として管理されていることが必要である。

ウ：有用性とは別に秘密管理性が必要である。

エ：秘密管理性では、企業が情報を秘密として管理する意思を、アクセス制限や秘密表示等により従業員等が認識できる程度に示すことが重要である。

総合解説：秘密管理性では、企業が情報を秘密として管理する意思を、アクセス制限や秘密表示等により従業員等が認識できる程度に示すことが重要である。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0135

3-5 著作権・営業秘密等 > 営業秘密・不正競争 | 難易度：基礎

営業秘密の「有用性」について最も適切な説明はどれか。

- ア．その情報が事業活動に利用され、又は利用されることによって経費節約・経営効率化等に役立つ性質を有すること。
- イ．企業にとって何の価値も利用可能性もない情報だけをいう。
- ウ．必ず特許を取得できる技術情報だけをいう。
- エ．違法行為の方法であれば必ず有用性を満たす。

答え・解説

正答：ア

ア：営業秘密には事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であることが必要である。

イ：説明が逆である。

ウ：顧客情報や営業情報なども要件を満たせば営業秘密となり得る。

エ：営業秘密として保護される有用性とは正当な事業活動に役立つ性質を前提とする。

総合解説：営業秘密には事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であることが必要である。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0136

3-5 著作権・営業秘密等 > 営業秘密・不正競争 | 難易度：標準

営業秘密の「非公知性」を満たす情報として最も適切なものはどれか。

- ア．新聞で広く報道された情報。
- イ．一般には知られておらず、通常の方法では容易に入手できない社内独自の製造条件。
- ウ．業界全体で周知の一般常識。
- エ．会社ウェブサイト誰でも閲覧できる情報。

答え・解説

正答：イ

ア：公然と知られている情報は非公知性を満たさない。

イ：非公知性とは、その情報が公然と知られていないことをいう。

ウ：公然と知られた情報であり非公知性がない。

エ：一般公開されていれば非公知性を欠く。

総合解説：非公知性とは、その情報が公然と知られていないことをいう。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0137

3-5 著作権・営業秘密等 > 営業秘密・不正競争 | 難易度：応用

競合会社の従業員が、相手会社のアクセス制限を破って営業秘密である顧客データを不正に取得し、自社営業に利用した。この行為について適切なものはどれか。

- ア．不正競争防止法は技術情報だけを対象とし営業情報を対象としない。
- イ．顧客データは営業上の情報なので営業秘密には絶対にならない。
- ウ．営業秘密の不正取得・使用として、不正競争防止法上の不正競争に該当し得る。
- エ．競合会社同士であれば不正取得しても自由競争として常に適法である。

答え・解説

正答：ウ

ア：営業上の情報も営業秘密となり得る。

イ：3要件を満たせば営業上の情報も営業秘密となる。

ウ：不正な手段により営業秘密を取得し、使用・開示する行為は、不正競争防止法の規制対象となる。

エ：不正取得・使用は規制対象となる。

総合解説：不正な手段により営業秘密を取得し、使用・開示する行為は、不正競争防止法の規制対象となる。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0138

3-5 著作権・営業秘密等 > 営業秘密・不正競争 | 難易度：応用

従業員が退職時に、会社が営業秘密として管理する技術資料を無断で持ち出し、競合会社で利用した。正当な権限がない場合の説明として適切なものはどれか。

- ア．退職した時点で元勤務先の営業秘密は自由に利用できる。
- イ．本人が在職中に閲覧していた情報は必ず本人の所有になる。
- ウ．営業秘密侵害には民事上の救済は一切ない。
- エ．不正競争防止法上の営業秘密侵害となる可能性があり、民事・刑事上の問題が生じ得る。

答え・解説

正答：エ

ア：退職により営業秘密保護が当然に消滅するわけではない。

イ：アクセス権限と情報の自由な持出し・利用権限は別である。

ウ：差止めや損害賠償等が認められ得る。

エ：営業秘密の不正な取得・使用・開示は、要件に応じて差止め・損害賠償や刑事罰の対象となり得る。

総合解説：営業秘密の不正な取得・使用・開示は、要件に応じて差止め・損害賠償や刑事罰の対象となり得る。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0139

3-5 著作権・営業秘密等 > 営業秘密・不正競争 | 難易度：標準

他社の商品表示が需要者の間に広く認識されているのに、それと類似する表示を使って自社商品を他社商品と混同させる行為について適切なものはどれか。

- ア．不正競争防止法上の不正競争に該当することがある。
- イ．混同を生じさせる行為は不正競争防止法と無関係である。
- ウ．周知表示は著作権法だけで保護される。
- エ．商標登録がなければ、どれほど混同を生じても必ず適法である。

答え・解説

正答：ア

ア：他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一・類似の表示を使用し、混同を生じさせる行為は規制対象となる。
イ：代表的な不正競争類型である。
ウ：不正競争防止法による保護が問題となる。
エ：不正競争防止法による保護は商標登録の有無だけで決まらない。
総合解説：他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一・類似の表示を使用し、混同を生じさせる行為は規制対象となる。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0140

3-5 著作権・営業秘密等 > 営業秘密・不正競争 | 難易度：応用

他人の著名な商品等表示を、混同の有無にかかわらず自己の商品等表示として使用する行為について、不正競争防止法上の説明として適切なものはどれか。

- ア．著名表示は必ず特許権で保護される。
- イ．著名表示の冒用として不正競争に該当することがある。
- ウ．著名であるほど第三者は自由に利用できる。
- エ．混同がなければ著名表示の冒用は法律上常に問題にならない。

答え・解説

正答：イ

ア：表示の保護と特許権は別である。
イ：不正競争防止法は、他人の著名な商品等表示と同一・類似の表示を自己の商品等表示として使用する行為を一定範囲で規制する。
ウ：著名表示には不正競争防止法上の保護がある。
エ：著名表示冒用は混同を要件としない類型がある。
総合解説：不正競争防止法は、他人の著名な商品等表示と同一・類似の表示を自己の商品等表示として使用する行為を一定範囲で規制する。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0141

3-5 著作権・営業秘密等 > 営業秘密・不正競争 | 難易度：標準

他社が販売する商品の形態をほぼそのまま模倣した商品を、自社が販売する行為について適切なものはどれか。

- ア．商品形態の模倣はどのような場合も完全に自由である。
- イ．形態模倣は商標登録がある場合だけ問題になる。
- ウ．不正競争防止法上、一定の要件・期間の下で商品形態模倣行為として規制されることがある。
- エ．形態模倣は営業秘密の3要件を必ず満たさなければ規制されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：一定の場合に不正競争として規制される。

イ：商標登録とは別に不正競争防止法上の保護があり得る。

ウ：不正競争防止法は、他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡等を一定範囲で不正競争として規制する。

。

エ：営業秘密侵害とは別の不正競争類型である。

総合解説：不正競争防止法は、他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡等を一定範囲で不正競争として規制する。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0142

3-5 著作権・営業秘密等 > 営業秘密・不正競争 | 難易度：標準

営業秘密の不正使用・開示によって営業上の利益を侵害された企業を取り得る民事上の対応として適切なものはどれか。

- ア．自力で相手会社の設備を破壊してよい。
- イ．営業秘密が侵害されても企業は何の対応もできない。
- ウ．刑事告訴しか手段がなく、民事救済は存在しない。
- エ．要件を満たせば、差止請求や損害賠償請求を行うことができる。

答え・解説

正答：エ

ア：自力救済は適法な権利行使方法ではない。

イ：法的救済制度が設けられている。

ウ：民事上の差止め・損害賠償が認められる。

エ：不正競争防止法は、不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者に差止請求等を認め、損害賠償制度も設けている。

総合解説：不正競争防止法は、不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者に差止請求等を認め、損害賠償制度も設けている。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0143

3-5 著作権・営業秘密等 > ライセンス・権利侵害対応 | 難易度：基礎

知的財産の「ライセンス」の基本的な意味として最も適切なものはどれか。

- ア．権利者が一定の条件の下で他者に特許発明・商標・著作物等の利用を許諾すること。
- イ．知的財産権を国へ寄付すること。
- ウ．知的財産権を必ず完全に譲渡すること。
- エ．相手方の知的財産権を無効にすること。

答え・解説

正答：ア

ア：ライセンスは、知的財産権そのものを必ず譲渡するのではなく、契約等により一定範囲で利用・実施を許諾する仕組みである。

イ：利用許諾とは異なる。

ウ：権利移転と利用許諾は別である。

エ：ライセンスの意味ではない。

総合解説：ライセンスは、知的財産権そのものを必ず譲渡するのではなく、契約等により一定範囲で利用・実施を許諾する仕組みである。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0144

3-5 著作権・営業秘密等 > ライセンス・権利侵害対応 | 難易度：標準

A社が保有する特許権をB社へライセンスした場合の原則的な説明として適切なものはどれか。

- ア．ライセンス契約を締結すると特許権は必ずB社へ完全移転する。
- イ．ライセンスだけで特許権そのものの所有者が当然にB社へ変わるわけではない。
- ウ．ライセンス後はA社に権利が一切残らないことが法律上当然である。
- エ．ライセンス契約は知的財産権には利用できない。

答え・解説

正答：イ

ア：ライセンスと譲渡は別である。

イ：実施許諾契約は特許権の利用を認める契約であり、特許権の譲渡契約とは区別される。

ウ：許諾内容に応じて権利関係が定まる。

エ：知的財産実務で広く利用される。

総合解説：実施許諾契約は特許権の利用を認める契約であり、特許権の譲渡契約とは区別される。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0145

3-5 著作権・営業秘密等 > ライセンス・権利侵害対応 | 難易度：標準

知的財産のライセンス契約を作成する際に、特に明確にすべき事項の組合せとして適切なものはどれか。

- ア．契約相手の社員食堂のメニューだけ。
- イ．会社ロゴの色だけを定めれば他の条件は不要。
- ウ．対象権利、利用・実施範囲、地域、期間、対価など。
- エ．担当者の趣味と休日だけ。

答え・解説

正答：ウ

ア：知的財産利用条件とは無関係である。

イ：対象権利や期間、地域、対価等も重要である。

ウ：INPITの知的財産契約資料でも、実施権の種類・範囲、契約期間、地域、内容、対価などを明確にする重要性が示されている。

エ：ライセンスの権利範囲を定める事項ではない。

総合解説：INPITの知的財産契約資料でも、実施権の種類・範囲、契約期間、地域、内容、対価などを明確にする重要性が示されている。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0146

3-5 著作権・営業秘密等 > ライセンス・権利侵害対応 | 難易度：標準

知的財産の利用許諾契約で「独占的な許諾」と「非独占的な許諾」を区別して定めることが重要な理由はどれか。

- ア．独占的許諾をすると必ず知的財産権そのものが譲渡されるから。
- イ．独占・非独占は契約上まったく意味のない言葉だから。
- ウ．非独占ならライセンシーは一切利用できないから。
- エ．同じ権利について他者にも利用を許諾できるかなど、ライセンシーの事業上の独占性に大きく関わるから。

答え・解説

正答：エ

ア：許諾と権利譲渡は区別される。

イ：利用可能な主体の範囲に影響する重要事項である。

ウ：非独占でも契約範囲内で利用できる。

エ：ライセンス契約では独占・非独占の区別が利用条件の重要事項であり、事業計画や対価にも影響する。

総合解説：ライセンス契約では独占・非独占の区別が利用条件の重要事項であり、事業計画や対価にも影響する。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0147

3-5 著作権・営業秘密等 > ライセンス・権利侵害対応 | 難易度：標準

A社が未公開技術をB社へライセンス交渉のため開示する予定である。営業秘密保護の観点から、開示前の基本的対応として適切なものはどれか。

- ア．秘密保持契約を締結し、秘密情報の範囲・利用目的・管理義務などを明確にする。
- イ．交渉前にすべての技術情報を一般公開する。
- ウ．秘密であることを一切示さず自由利用を認める。
- エ．B社に口頭で『好きに使ってよい』と伝える。

答え・解説

正答：ア

ア：未公開技術を交渉相手へ開示する場合、秘密管理性を維持し目的外利用を防ぐため、秘密保持契約等による管理が重要である。

イ：非公知性を失わせるおそれがある。

ウ：秘密管理性や契約上の保護を弱める。

エ：目的外利用を制限できない。

総合解説：未公開技術を交渉相手へ開示する場合、秘密管理性を維持し目的外利用を防ぐため、秘密保持契約等による管理が重要である。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0148

3-5 著作権・営業秘密等 > ライセンス・権利侵害対応 | 難易度：標準

A社が写真家から「自社ウェブサイトへの掲載」だけの利用許諾を受けた。その写真を許諾範囲の確認なく商品パッケージにも利用する場合の対応として適切なものはどれか。

- ア．利用許諾を受けた時点で写真の著作者人格権も必ず譲渡される。
- イ．契約上の利用方法・条件を確認し、パッケージ利用が許諾範囲外なら追加の許諾を得る。
- ウ．ウェブ掲載の許諾があれば写真の著作権は必ずA社へ移転する。
- エ．一度何らかの許諾を受ければ、あらゆる媒体で永久に自由利用できる。

答え・解説

正答：イ

ア：著作者人格権は譲渡できない。

イ：著作物の利用許諾では、許諾された利用方法・条件の範囲内で利用することが基本であり、範囲外利用には別途許諾が必要となり得る。

ウ：許諾と著作権譲渡は別である。

エ：許諾範囲は契約内容によって定まる。

総合解説：著作物の利用許諾では、許諾された利用方法・条件の範囲内で利用することが基本であり、範囲外利用には別途許諾が必要となり得る。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0149

3-5 著作権・営業秘密等 > ライセンス・権利侵害対応 | 難易度：標準

自社の知的財産権を他社が侵害している疑いを発見した。企業の初動として最も適切なものはどれか。

- ア．権利内容を確認せずSNSで相手を犯罪者と断定する。
- イ．侵害の確認をせず相手方の設備を自力で破壊する。
- ウ．権利の有効性・侵害事実・相手方・証拠を確認し、必要に応じて専門家と差止めや損害賠償等の対応を検討する。
- エ．証拠を一切残さず、ただちに自社データを削除する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：事実確認や法的評価をせず公表することは別のリスクを生む。
- イ：違法な自力救済となり得る。
- ウ：知的財産権侵害では、まず権利範囲と侵害事実を確認し、証拠を確保した上で警告・交渉・差止請求・損害賠償請求等を検討することが重要である。
- エ：証拠確保が重要である。

総合解説：知的財産権侵害では、まず権利範囲と侵害事実を確認し、証拠を確保した上で警告・交渉・差止請求・損害賠償請求等を検討することが重要である。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0150

3-5 著作権・営業秘密等 > ライセンス・権利侵害対応 | 難易度：標準

知的財産権侵害に対する「差止請求」と「損害賠償請求」の違いとして適切なものはどれか。

- ア．差止請求も損害賠償請求も、目的・効果は完全に同一である。
- イ．差止請求は必ず損害額を支払わせる制度だけをいう。
- ウ．損害賠償請求は侵害行為の将来の停止だけを目的とする。
- エ．差止請求は侵害行為の停止・予防を求めるもので、損害賠償請求は侵害によって生じた損害の金銭的回復を求める。

答え・解説

正答：エ

- ア：両者の救済目的は異なる。
- イ：差止めは侵害行為の停止・予防が中心である。
- ウ：損害賠償は発生した損害の回復を目的とする。
- エ：知的財産権の民事救済では、侵害の停止等を目的とする差止めと、既に発生した損害の回復を目的とする損害賠償を区別する。

総合解説：知的財産権の民事救済では、侵害の停止等を目的とする差止めと、既に発生した損害の回復を目的とする損害賠償を区別する。試験では、保護対象・権利発生要件・存続期間・権利範囲・例外を整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01